

明治廿七年十二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. XI. NOVEMBER, 1902.

VOL. XV.

明治廿七年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十五年

十一月二十日發行

第五拾卷

第十一號

監獄協會發行

第十五卷第十一號目次

第十五卷第十號目次

○會 說……………(一頁) ○會 報……………(一頁)

●給與工錢の準率及其費途に就て

○論 說……………(八頁)

●英國出獄人救護事業の概況(前號の續)……久米金彌君

○雜 錄……………(四〇頁)

●監獄未來の事物語第六回(俱樂部總會の席上演説)……

●東京便(協會編輯局内にて)……………別 天 生

●試事小品……………龍 涯 漁 史

○統 計……………(四八頁)

●明治三十五年九月末日現在全國在監人員表……………

●明治三十五年九月末日現在全國在監人員府縣別表……………

●前表中外國人國籍表……………

●明治三十五年九月末日現在全國囚人刑名別表……………

●明治三十五年九月分上訴人員表……………

○雜 報……………(五四頁)

●數十件……………

○叙任辭令……………(六五頁)

○地方通信……………(六七頁)

●斷つて現行刑法を改正すべし

○論 說……………(五頁)

●英國に於ける出獄人救護事業の概況……………久米金彌君

●分房制と衛生(第七續報)……………小秋元三八吉君

○雜 錄……………(四二頁)

●監獄未來の事物語……………筑 涯 閑 人

●監獄視察談……………

○統 計……………(五二頁)

●明治卅五年八月末日現在全國在監人員表……………

●全上府縣別表……………

●同表中外國人國籍表……………

●同囚人刑名別表……………

●同上訴人員表……………

○雜 報……………(五七頁)

●數十件……………

○寄 書……………(六五頁)

○會 告……………(六八頁)

監獄協會雜誌第十五卷第拾壹號 (明治三十五年十一月廿日發行)



○給與工錢の準率及其費途に就て

囚人の強制勞役に對し之より得る所の勞銀の幾分を割て以て賞與として彼等に給するは監獄經濟上及行刑上必須の手段たるや言を俟たず、如何に強制勞働とは謂ひながら得る所の報酬だになく二六時中營々刻苦精勵ならしめんことを期するは人事の難きを責むるものにして何れの處にか監督の目を偷み舊來の慣習たる惰慢の体様を破綻せしむるに至るべきや必せり、人心の機微を察し苟も作業に精勵ならしむるの觀念を養ひ一面また作業收入をして多からしめ監獄經濟をして潤澤ならしめんと欲すれば幾分の賞を懸けて以て之を誘導するは最も至當にして毫も之が爲めに強制勞役の性質を變ずるものに非ず、加之幾分の得たる工錢は皆是れ自己の粒々辛苦の成果にして金錢の貴重なるを曉らしめ之を貯蓄して以て他日放免後生計の資に利用せしむるは實に行刑上の必要手段たり、是を以て歐米各邦何れも皆勞役に對し多少の報酬を認めざるはなし、然りと雖も其の之が報酬を定むる

に當ては、須らく普通勞働者か其衣食住及其の他多少の資本額を控除したる額を以て標準と爲さざる可からず、之が額をして往々に多大ならしむるときは其民は味爽夕暉額に汗して以て僅かに一日の糊口を償するに過ぎざるに一は官給の衣食住を仰ぎ尙幾分の餘剩あるを見るに至り其の差異權衡をして一層甚しからしめ且之が爲めには金錢輕侮の念を生じ貯蓄の感念をして薄からしむるの虞あればなり、此點に於て余輩は我獄則の給與工錢なるものは尙一層の減額を爲し得べき餘地あるものと信ず、顧みて獄則の規定を觀るに輕罪囚に對しては十分の六乃至四重罪囚に對しては十分の四乃至二即ち輕罪囚は普通賃銀の半數以上重罪囚は殆んど普通賃銀の半に近き工錢を得るものにして斯の如く多大の工錢を給するは果して能く其民の權衡若くは行刑上必要なりとする所なりや否や、大に疑なきを得ず、若し夫れ如上の標準を以て一般の原則と爲さば甚大の議あるを免かれざるなり、殊に標準を普通賃銀に採り其の幾分を給する方法は佛國法系に屬する國に於て採用せらるゝ所にして而かも初入者再入者等に依て尙之を小區分し計算上極めて嚴密煩瑣なる手段を採るは未だ歐洲に在ても之が類例を見ざる所なり、工錢の權利的思想に基くの邦國は概ね我獄則規定の方法に依るものゝ如く余輩は之に就て別に私議すべきの點ありと雖も今姑く之を擱き、如何に我邦は多大の工錢を給するかの一端を證明すべし

佛國、刑事被告人に對しては工錢額十分の七を給し禁錮囚は十分の五禁獄囚は十分の四懲役囚は十分の三なりとす、再犯以上の囚人なるときは其犯數に應じ十分一を減ず但し如何なる場合と雖も給與工錢は十分一を下るを得ず

白國 佛國に略同じ

普國 懲役は概ね一日二十片以下禁錮囚は三十片以下とす

英國 放免時三弗を與ふるを例とす出獄人保護會の監督の下に立つ時は之を倍額にす

普國總役監に在ては作業收入額三、三、四、七、四、二、七馬克に對し給與工錢額四、八、九、七、九六馬克即ち收入額に對する百分の一、四、六三なるに我國に在ては工錢額九、六、三、二、四〇圓に對し給與工錢額二〇、二、六、八、一圓(三十四年度)即ち百分の二、一、〇、四なりとす、計數の上より將た之を觀るも兩者の相違甚しきものあるを見るべし

監獄作業の收入は行刑上適當の範圍に於て素より之を大に努むべし、一般に概言すれば監獄の工錢額は尙多少の増加を見るの餘地あるべし、而かも一方に之を取るは酷にして他方之を與ふるに吝かなる皮想の觀を以てすれば甚だ酷薄に失したるが如しと雖も純然たる工錢の性質論を以てすれば決して怪むに足らず、從來比較的に多大の工錢を受けたるの慣習に泥みたるの結果として著るしき劇變は固より望む所に非ずと雖も余輩は早晚之が給與方法を改むるに至るべきを信じ且又之

を希請せざるを得ざるなり
給與工錢をして多大ならしむるときは之が結果として勢ひ工錢を濫費するの弊風を養成するに至るべきなり殊に工錢を以て食物購求を許すの規定を存する所に在ては之が制限を加ふるに非ずんば終に之を費消し給與工錢の趣旨を没却するに至るべし、幸に我邦に在ては規定上之を制限し甚だしき弊なきが如しと雖も一步進んで之を全廢するに至らざるを憾とするのみ、左に之が對照を示して比較參照に便せむ

普國總役監

作業收入額

三、三四七、四二七馬

給與工錢

四八九、七九六

即ち收入額に對する百分の一四、六三

給與工錢の内

二三六、四三八

購求食物支出額

即ち給與工錢に對する百分の四八、二七

家族扶助支出額

二〇、九九九

全上

百分の四、二九

佛國

作業收入額

三、八七六、八三八佛

給與工錢

一七二、七五一〇

即ち收入額に對する百分の四四、五六

給與工錢の内

七四四、一九四

購求食物支出額

即ち給與工錢額に對する百分の四三、〇八

家族扶助費支出額

七七、六四二

全上

百分の四、四九

日本

作業收入額

九六三、二四〇圓

給與工錢

二〇二、六八一

即ち收入額に對する百分の二一、〇四

給與工錢の内

一〇、二三八

購求食物支出額

即ち給與工錢に對する百分の五、〇五

書籍購求支出額

一四、九二〇

同上

百分の七、三六

家族扶助費支出額

九五三三

同上

百分の四、七〇

其の他支出額

一四、一六一

同上

百分の一四、一六一

支出額合計

四八、八五二

同上

百分の二四、一〇三

食物購求制度は給養不足時代の遺物にして改訂せられたる今日の獄制に於て尙之
 か存在を見るは當に監獄の汚辱たるのみならずまた嚴正なる行刑の體面を毀損す
 るものと謂ふべきなり、之を以て作業獎勵の便に供せんとするは結局言者の假説
 にして架空の想像たるに止まるのみ、食物購求の惠露(?)に與かるものは漸くにし
 て領置工錢二圓以上の額を有する少數者に過ぎざるものにして之を以て豈何ぞ能
 く作業を獎勵するを得むや、經令ひまた若し作業を獎勵するの便ありとするも斯
 の如き卑陋なる觀念を誘發利用するは行刑の宜しきを得たるものに非ず、良民さ
 へ口に甘きを斷ち糧食を甘んずるにも拘はらず、實害あつて何等の利益なき食物
 の購求は誠に行刑の眞摯を害するものにして殊に一面國家は正當の營養を囚人に
 給與せしむる上に於ては之を籍りて補給するの必要毫もなきものと斷言するを憚
 らず、余輩の監獄の汚點として之を難んずる所以のもの實に茲に存す、英國諸

威撤遜匈牙利等諸國に在ては既に之を全廢し普國に在ても亦近時識者の間に唱道
 せらるゝに至り思ふに遠からざる將來に於て之を全廢するに至るべきを信ず、其
 の之を廢止したるの理由としては何れも皆營養補給の如何に疑を存するもの一だ
 になく唯囚人をして卑劣なる慾望即ち彼等をして犯罪に至らしめたる重なる誘因
 を益々増進せしむるの弊あると且つ一面普通生活に困難なる幾多の良民が粒々
 辛苦して尙容易に其の慾望を充たす能はざるの事情を知悉せしむる能はざるの虞
 あるを以てなり、而かも亦廢止後囚人の健康保全の上に於て何等の支障あるを見
 ず、現に我國に於て五六の監獄に於ては之を全廢せりと雖も保健上一の訴ふる所
 なきを以て見るも今日の獄制に於ては最早之を存するの必要なきを知るに難から
 ざるべし

前表給與工錢支出額の項に於て獨り我邦の特徴として觀るべきものは即ち書籍購
 求の多額なることは是なりとす、是れ全く監獄に文庫なきの致す所に於て其の費額
 の多大なる敢て怪むに足らずと雖も而かも之か爲めに適當の書籍を購求せしむる
 の注意と其の煩とに於て事實多少の缺點あるを免かれざるべし、少くとも處務の
 煩を省き彼等をして不用の費額を節せしむる上に於て文庫の設置を望まざるを得
 ず、殊に監獄行刑機關をして完備ならしめんと欲すれば監房炊所病監の囚人に對
 し必要な如く文庫も亦然り、行刑の趣旨一面既に犯人を改訂するに在りとす

れば文庫の設備は其の最重要機關たるものと謂ふべきに非ずや、歐洲に在ては如何に獄制の振はざる國若くは不備の小監獄なりと雖も之が設備なきもの一として殆んど存せざるなきの實況を以て見るもまた其の一斑を窺知するを得べきなり、心性啓蒙の程度獄制の進運此點より見るも尙大に遜色あるを免かれず

論 說

○英國出獄人救護事業の概況

(前號の續)

久米金彌君

それから今の常習犯罪に縋いてモウ一つ監獄でも亦救護會でも厄介の者がある、それは所謂乞丐、流浪者です、此流浪者の取扱を救護會社ではどう云ふ風にして居るかと云ふて見ますと是は誠に厄介者にされて居つて多くの救護會社は矢張り頭を痛めて居ると云ふ丈で、頭は痛めるが扱つて巧い考も持つて居ないと云ふ有様でありますだから乞丐に對しては同情が薄い、如何に同情が薄いにしても多くの會社では嫌つては居るが、然らばと云ふて全く救護しない譯にも往かぬもんですから、何かしら救護して居ると云ふ有様であります、多くの會社はさうでありますが廿四の會社ではモウ職業的の乞丐と云ふことを發見した以上は決して救護しな

論

說

いと云ふことを極めて居る、それから十九の會社では其乞丐が稍や並よりは少しく職業的になつて居る乞丐であると兎に角何か世話文はしてやらう、が其世話たるやどれ位の事をするかと云ふとシャツでもやるとか飯を一抔食はしてやるとか云ふ位はかして居らない、それから一つの會社では絶對的の乞丐に對しては救護してやらない、それはどう云ふ理由でしてやらないかと云ふと、若し世の中に自分で働かうと思へば働いて自活の出来る奴で人の厄介になる奴は何人かと云ふと乞丐である、さう云ふ奴だから決して人から助けられなくても自分で生活の出来る奴だから助けないのだと云ふので絶對的に救助してやらないと云ふ會社が一つある、それから或他の一つ或は二つの會社に於ては唯乞丐が其本籍地へ歸る場合に貴様歸れ其代り途中の辨當をやるからと云ふ位の程度の救護をして居る、それから他の九つの會社では乞丐も矢張り普通の出獄人と同じやうに扱つて居る、勿論同じやうにとは云ふものの此場合では其人物、前の行狀等を綿密に調べる、さうして救護を必要と認めたら上は普通の出獄人と同じやうに扱つて居る、それから他の一二の會社では少しくやり方が違つて居つて、兎に角此乞丐が自分で働いて行かうと云ふ量見丈は起して居ると認める場合は其救護會社に附屬して居る勞役場へ入れて見て試験する、さうしてどうやら眞面目に仕事をする奴だと見ると、仕事を授くることにして居る、斯様の取扱になつて居りますが之を要するに全般から見

渡すと何れの救護會社でも此乞丐に對しては誠に同情が薄い、同情が薄い譯ではない處置に困ると云ふのが適當の言顯はし方かも知れぬ、て今の有様を申すとうも別に工風がない、何か是等の措置方に關し方法はないかと考へて居るが、別に巧い方法はない、併ながら之を要するに此乞丐にしても最前の習慣犯罪者と同じて兎に角救護會社の側に而已頼つて此方で實効を擧げることは困難であらう、他の方法即ち警察の制度、刑法の執行の仕方に依つて此奴等を防遏する方法を執るより仕方がないと云ふことにならうと思ひます、

それから細かい事を一つ二つ申上げて見ますれば會社に依りますると夫のある婦人だと救護しないと極めて居る會社もある是は全く無理からぬ極で夫がある者なれば夫が始末して好い筈だ又中には餘り年が寄つた奴は救護しないと云ふことを極めて居る所もあります、又或會社に依れば何れの場合でもハッノ一時的の救護はせぬと原則的に極めて居る所もあります、是等は餘り大きな事ではありませぬから其位にして置ませう、それからもう一點觀察しなければならぬと思ふのは救護會社が出獄人を救護する場合に其在獄中の行狀を考案中に入れるや否やと云ふことも一つ考へて見なければならぬ、此點に就て是も概括して云ひますと、在獄中の行狀が或場合に救護するや否やの問題を決するに當つては餘程有力なる要點でなければならぬのであります、又隨つて多くの會社では餘程重きを置いて

居る、て三十ばかりの救護會社では若し出獄者が在獄中不行跡の爲めに慈善金をば取上げられて仕舞つた出獄者であればそれは救護しないと云ふことにして居る、其理由として云ふには慈善金の沒收と云ふことは取も直さず救護の値打のない證據であるから、此奴等は救護しないと云ふことを理由として居るそれから他の十一の會社では、無論在獄中の行狀は参考に入れることは入れる又殊に慈善金の沒收されたことも考に入れるが、併ながら其救護を乞ふ奴が非常に窮迫に陥つて居つてどうしても救護してやらなければならぬ者と見た場合には據ない目を潰つて救護してやらう、斯う云ふ取扱をして居るのが十一ある、それから他の八つの會社では監獄内の行狀と云ふことはまるで別な話だ、監獄と社會とは別だから監獄内の行狀は見なくつても宜いと云ふてソナことに構はずに救護して居る、其他の會社には實例がないと云ふ話である、マア大體在獄中の行狀を参考にせにやならぬのは無論のことでありすが、多數の會社で殊に單に行狀ばかりの點を見て救護するせないを甄別すれば宜いのですが、今の慈善金の取上げを喰つた奴をば救護せぬと云ふには實は他にモウ一ツ理由がある、其理由はどうかと云ふと一文も持つて來ない奴だから會社の側から見ると餘程資力のある會社であれば宜いが資力の薄弱なる會社から見ると文なしが澤山やつて來ると金が澤山要るから困る、其意味から慈善金を一文も持つて來ない奴は救護しないと極めて居る事情もない

とは言へない、此點に就きまして英吉利の監獄局長からして一の内規のやうなものを出して居る、其内規に示して居ることが一番良い標準だらうと云ふのであります、標準と云ふては惡いのか知らぬが憑據にして宜からうと思ひますから一寸讀んで見まじやう但し少し曖昧です………注意したと云へば注意してあると云へますが………それはどう云ふ風に書いてあるかと云ふと

救護會社が救護する場合をば監獄内に於て成る可く澤山儲ける丈儲けたと云ふが如き種類の囚徒のみに限ると云ふことは宜しくあるまい、然らばと云ふて慈善金の給與………

一寸中間でありますが御話して置かなければならぬのは英吉利では斯う云ふことがあるです、例へば甲の囚徒が慈善金を三兩得る、さうすると若し此慈善金をば救護會社の手を経て貰ひませうと云ふことを囚徒が同意すれば之れを二倍にして六兩呉れる、是は畢竟救護會社に對する獎勵の一策としてさう云ふことをやつて居りますが、ソノ今の監獄局長の極めたのは

成る丈救護金を澤山持つて居る奴のみに極めては往けない、併ながら監獄で慈善金をすら與へなかつた奴に出獄人保護會社の方へ行くが爲めに慈善金に代へて與へるが如き程度にまで進んでやつては往けない

斯う謂ふ云ひ方です、ソマリ監獄内で不行跡の爲めに慈善金を取上げられて仕舞

つた者を救護會社が救護することになると救護會社は政府より補助を受けて居るものだから、監獄では慈善金を取上げられたものの、唯其形を變へて救護會社より補助を受けると云ふ姿になつては往けないと云ふ主意です、斯う云ふ原則でやるが一番正當であらうと云ふ説であるのです

それからモウ一つ見る點は救護會社が宗教の異同に依つて何か取扱の差別でもしやせぬかと云ふことを見る必要がある、此點に於きましては救護會社では宗教の異同と云ふことは更に問はぬと云ふことになつて居る、是は又左もあるべきことであつて、救護會社の目的が出獄人を世話して、自活の途を得させるやうにするが目的である、感化院とか云ふものと違ひ必ずしも宗教上の訓戒を與へて教化すると云ふ制度でないから宗教の異同を問ふ必要はないのであります、夫故に宗教の異同は問はない、併ながら一體宗教家と云ふ者は奇態に偏僻のある者ですが、實況はどんなものかと思ふて段々見ると、例へば英吉利教會の教誨師が救護事業に關係して居る、ソコへ持つて行つてローマンカトリックの方の奴が救護を乞ひに來ても一向偏頗なしにやつて居る、猶太人が來ても同様である依怙偏頗のないと云ふことは誠に感心したのであります、

大體右にて救護を受けます所の種類に就ては略ぼ申上げたのであります、是は日本にはないのであります、英吉利では一種の犯人があるそれは借金をして

裁判所から拂へと命せられても拂はぬと牢屋へ放込まれる、さう云ふ犯人がある、此負債者が出獄した場合はどう云ふ取扱をするかと見ると、多くの會社では斯う云ふ負債者に對しては餘り同情を寄せない、ナゼ同情を寄せないかと云ふと、今云ふ通り借金を拂へと云ふて拂ふべき力があるに拂はぬが故に牢屋へ打込まれた者だから元々資力ある者と見て宜い、だから救護する必要がないと云ふのが重なる理由であります、監獄などの模様を見て外かの囚徒と違つて負債囚と云ふ者は品も宜ければ立派の衣服を着て居るので其點から見ても事實の上には救護をする必要はないのでありますから多くの會社は救護しない、併ながら或極く少數の會社では斯う云ふ奴にも或種類の救護文はする、殊に自分の居住地へ歸る旅費がないと云ふ奴には僅かの鐵道賃金を拂つてやるとか云ふことをします、併ながら其以上の救護はしないと云ふとをして居るのが極く僅かある、それから又或場所では出獄者の中でも此負債者と云ふ奴は救護して呉れとも言はぬ場所もありますそれから五つの會社では、負債者でも本當に窮迫して居る者だと見ると救護すると云ふ取扱をして居るそれから十四の會社では、丁度他の犯罪者……他の出獄者と同じやうに見て必要とすれば救護すると云ふのがあります、要するに多數の會社では此奴は餘り構はぬのであります、是は日本にないので餘り必要でありませぬからそれ位に止めて置ませう

時機の問題

それからモウ一つ救護會社の手に掛かる出獄者の種類がある、それはどう云ふ種類かと云ふと陸海軍の監獄を出た奴、又さうでないにしても兵隊で普通監獄に放された奴の救護の仕方、是も英吉利の特別のものですから深く御話しませぬが、是は殊に陸海軍の監獄に居つた囚徒としますと餘程取扱に困つて居ります、ナゼかと云ふと、是は英吉利の陸軍の方の關係であります、出て来る時は碌々着物もシツカリしたのを着せてやらぬのであるから救護會社に取つては此取扱に誠に困る、直ぐ着物を與へなければならぬとか、さう云ふ事情があつて救護會社の方から見れば陸海軍の監獄を出た奴は取扱に困ると云ふたやうな事情であります、是もそれ位に止めて置いて宜からうと思ひます、ソコで最前御話を致しました第一點の如何なる種類の出獄者を救護すると云ふことは先づ遺憾ないまでに觀察が出来たらうと思ひますから御話を次へ移しませう、

次は如何なる時機に於て救護するかと云ふ
時機の問題
であります、それで今遺憾ないまでにと申しましたが實は遺憾がある、刑期の長短を見るか見ないかも考へて見なければならぬ、けれどもそれは殊更に省いて置いたのは今の時機の問題に附帶して自から御分りになるやうにならうと思ひまして畧したのであります、先づどう云ふ時機に於て救護するかを見ますれば、或七

かと云ふと、是も亦立入つて見ると理屈はある、どう云ふ理屈かと云ふと、元々三ヶ月以下の奴だと恵興金がない奴である、一文なしで監獄を出て来る奴である、だから會社が世話をするに負擔が重くなつて来るから餘程有力の會社ならばいざ知らず、資力乏しき會社であれば助けたくも助けられぬ理屈もあり、今一つは元々此救護事業は何もかにも世話してやるのではない、自活の途を得させるのを補助してやるのだから一文なしではロドイ職業に就くに道具を買ふ費用位は本人が持つて居つて、少なくとも本人と會社がツマリ共同してやるのだと云ふ理由を付ければ付かぬことはないが、此一つの會社では三ヶ月以内の役は救護しないと云ふことに極めて居ります、それからモウ一つの會社ではどうしても十四日より以下の刑期の奴をば救護したくも事實出来ない、ナセ出来ないかと云ふと、救護しやうと云ふには前以て其奴に屢々面會もして其人と爲りも知らなければならぬ、又其性行も知らなければならぬ、從前の經歷も知らなければならぬのであるから三日や五日で分る筈がない、兎に角半屋に十四日位は置いて見れば分るから其見定めを付ける爲めにと云ふて十四日以下のは救護しない、と云ふ會社が一つある、さう云ふ風の二十許の例外がありますけれども、其外の四十許の會社では出獄する瞬間まで申込をすれば救護してやらうと云ふことにして居る、勿論申込は出獄の間際でも宜いと云ふ會社にしても成るべく早くして呉れれば都合が好いのであ

論

説

りますが、併ながら申込が後れたからと云ふてそれで救護を拒むと云ふやうなこととは無い、無論此取扱と云ふものは四十の會社の取扱通りでなければならぬと云ふことは云ふまでもない、凡そ犯罪者が刑を了へて出て来る場合、其出て来る瞬間こそ實際救護が必要な時機でありますから其場合本人の相談役になり、色々世話してやるが救護會社の出来た趣意とすれば、さうなければならぬことであります、ソコデ今御話したのは出獄前の御話、然らば出獄後に救護するやうなことはあるまいかと云ふことも見なければならぬ、と云ふのは無事に監獄は出て仕舞つた、さうして自由の身になつて暫く居る、ソコデ一月なり半年なり經つて救護を請ふ場合に救護をするかしないかと云ふことを見ますと三十二の會社では出獄後でも大體救護すると云ふ取扱振をして居ります、だから三十二の會社では甚しいのは一ヶ月年經つた後でも救護すると云ふことにして居ります、但し此場合には無論救護する方の側で見ますと、ナセそれならば出獄してから後救護を請ふまで何して居つたかを餘程考案に入れなければならぬと云ふ丈の話で、殊に其自由になつてから救護を請ふまでの時間に自分が職業に就けなかつた理由、自分の怠惰か或は過失に依つて職業に有り付けなかつたと云ふやうな場合には無論救護を拒みますが、さうでない全く不得已事情の爲めであつた奴は大體救護してやることにして居ります、それから他の四つの會社では、出獄後救護を請ふ場合には

一ヶ月若くは六週間内に申出なければならぬと極めて居る會社が四つあります、其結果として一ヶ月なり六週間以上會社に居つた奴は救護を請ふてもしてやらぬことになる、それから一の會社では十四日間の猶豫期間を置いて居る、だから出獄してから十四日以内の申込ならば許すが、其以後は救護しないと云ふことをして居る、それから七つの會社では絶對的に拒絶して仕舞つて、出獄者は監獄の門を出て仕舞へばそれで御仕舞だから、それまでに救護を請はぬ奴は救護しないと極めて居るのが七つある、それから十二の會社ではさう云ふ場合は仕方ないと心得て居る、それから他の五つの會社では一遍しかさう云ふ實例はないが其場合は據ないから救護してやつたと云ふ、是も理窟から言つたら色々あるかも知れませぬが必ずしも一遍自由の身になつて仕舞つたら出獄の間際でなければ救護しない、後からの奴は救護して往かぬと云ふ理窟のある譯でもない、又事實から云つても已むを得ぬ奴であれば救護してやつて宜い譯であります、併し唯英吉利の特別のことは、斯う云ふ奴を救護すると政府の補助金の關係が妙になつて來るから、英吉利としましては此關係を極めなければならぬのであります道理としてはさう云ふ扱が無論宜からうと思ふのであります、それで如何なる時機と云ふ問題は先づ見つけたとしまして第三に移りまして、今度は如何なる種類の救護を爲すか、

救護の種類

に就て御話して見ませう、此點に於きましても尙ほ幾多の細目に分けて御話を致しませう、

論

此救護の種類と云ふ題目の下に眞ッ先に見なければならぬことは、現金を與へる場合があるか或はないか、即ち現物を以てするか將た現金を以てするかと云ふ點雖ども、金錢を以て直接救助することはせまいと云ふことを規則の中に書いて居る、或は鐵道切符をやる、或は職業を授けると云ふ方法を以てでなければ救助も書いて置かず、實際の取扱振にすると寧ろ現物でやりたいのである、けれども若も救護を請ふ人が現金を下さいと云ふて請求する場合はそれを否まずに現金を渡してやることをして居る會社が七つある、是は何かと云ふと主としては最前一寸御話しました囚徒が監獄から貰つて來る惠與金のことになりましたが、惠與金を下さいと云へば據ん所ないからと云ふて其金を渡して仕舞ふ、それから他の六つの會社では實際の取扱振とすると成るべく現物に換へてやる、着物が要る、宜しいと云ふて買つてやる、道具が要る宜しいと云ふ風にするが、併ながらそれが會社の都合で直ちに現物に換へることの出來ぬ場合は據所ないから現金を渡すと

云ふ取扱振をやつて居るのが六つあります、それから他の三つの會社では、現金は渡して仕舞ふが本人には渡さない、必ずや其人の友達とか親類に渡す、或は此救護會社に附帯した代理者があります、其者に渡す、要するに金は本人に渡さぬと云ふのが三つあります、それから十二の會社では、少し許小遣錢と云ふやうな意味で幾分か本人に渡してやる、其他は必ず現物でやると云ふ仕組にして居ります、それから六つの會社では直様本人に渡して仕舞ふ、併ながらどうぞ會社の方で預つて下さいと云ふ場合には渡さないと云ふやり方をして居る、それから或一つの會社では現金を渡さない代りに郵便爲替でやるとにして居る、是は殊に本人が郷國へ歸ると云ふ場合の扱てありますが、現金ではやらぬ、爲替にしてやると云ふのですが、是は唯つた一つ切りでもあります、此方法は殊に本人の居住地へ歸へらうと云ふ場合には頗る良策なのですと云ふ者は現物を持たせると惡い惡友にても會つて直ぐに酒を飲んで仕舞ふから之を防ぐには良い方法でありますけれども、之を受ける奴から云ふとどうも餘り好かないと云ふことでありましたが、それは畢竟するに、日本と同じに郵便局へ行つて受取ることが面倒だからと思ひます、それから一つの會社では……是は又一種面白いことであります……若し其囚徒に資本を貸してやつて、其資本に依つて自活し得るであらうと云ふ見返の場合には殊更に金を少し貸してやつて見たと云ふ會社もあつた、併ながら是

論

説

(三二)

は段々やつた結果としてどうも面白くない折角貸與した金を返へす者は一人もないと云ふ姿で磨めて仕舞つたのもあります、それから或一つの會社では其會社に掛かる奴は多く先刻御話した乞丐ですが、其の會社では本籍地へ歸る丈の鐵道賃の半分丈を出してやる、あとは歩いて行けと云ふ仕組で、必ず半分でもありませぬが、歩るける丈の餘地を残して置いてそれまでの鐵道切符を買つてやつて居る所もある、之を要するに色々取扱は違つて居るとは云ふものの現物を以てやるか金錢を以てやるかの點に至つては云ふまでもない、現金を渡すことは宜しくない、單り出獄人救護事業のみならず、何れの救助のことに就きましても、現金を直ちにやることは宜しくないと云ふことは疑もない話であります、ですから繼し止むを得ずやるにしても最も限られたる範圍内で以て現金をやらなければならず、唯だ今御話した或會社で資本まで貸してやつて職業に就けてやらうと云ふことは誠に親切のやり方ではあつたが、さう云ふことは結果も好くありません、無論餘り進んでやるべきではないのであります、

それから第二としましては止宿所です、止宿所を設けて居るかどうかと云ふ點を見ませう、六十有餘の會社の中で廿八の會社では止宿所の設けをしてあります、ツマリ出獄してから救護を請ひに来る、それに一昨雨露を凌ぐ丈の場所を授けてやらなければならぬと云ふ者に對しての備へてあります、此止宿所の設備は云ふ

までもない頗る利益あるものであります。出獄者の多数は監獄を出た眞つ先に困るのは居所のないと云ふことである又居所がある者でも折悪しく遠方にあるか、或は兼て遠い朋友に交渉中とか、親類に引合中とか云ふことがあつても一寸居所がないので困ると云ふことは無論有り勝てありますから、さう云ふ者に對しては斯う云ふ止宿所を備へて置くことは極く宜いことである、併ながら止宿所を設けてある場合でも無論其取扱としては、中に居る奴の區畫を嚴重にし取締にも充分なる注意は取らなければならぬことは云ふまでもないのであります、廿八の會社では斯う云ふ設備があります但他の八つの會社では別に備へて居ない、ソナなら救護しないかと云ふと救護するのである、それはどうするかと云ふと木賃宿のやうな所を探がして來い費用は出してやると云ふので、會社は費用を持つてやつて本人は好きな所へ行つて宿る斯う云ふやり方をして居る所がある、モウ其以外の會では大體止宿所の設備はないのであります、ソコ或會社では曾てさう云ふ風な自分持の止宿所を拵らへやうと思つて一遍拵らへて見た、所が餘り經費が餘計かいり且又結果が誠に宜くなかつたと云ふので廢めて仕舞つた會社がある、殊に結果が悪ういと云ふのはどう云ふ譯かと云ふと出獄人をやたらに入れて置いたが爲めに殆ど第二の監獄を拵らへたと云ふやうな結果を爲して廢めたと云ふこともある是等は能く取扱の上に注意する點であらうと思ひます、要するに出獄者を一

時止宿さする場所を備へ置くことと云ふことは誠に宜いことであります、だから若し強いて救護會社が其費用を以て止宿所を設置並に維持することが出来なければ少くとも豫め打合をして置いて或一定の場所をば止宿所に極めて置いて會社の方かくとか何んとか云ふ便法を探るが一番宜からう、又英吉利邊りにしますると斯う云ふ便法を探らうとすれば随分探れる丈の色々外かにも違つた制度がありますから、さう云ふ制度を利用するが宜いだらうと云ふ説であります、此止宿所の効能は喋々と申述べなくても大抵諸君は御承知でありますから止宿所と云ふものは極く必要なことだと云ふ次に止めて置きます、それから今度は食物の事を御話しませう、御承知の通り……日本でもさうだが、

……朝放免するものですから、殊に朝飯前に放免して仕舞ふから、朝飯をやるかどうかと云ふ問題が英吉利では一寸見る値打がある、其外飯はどう云ふ風にしてみれば、十九の會社では出獄者の出るや否や直ぐ朝飯を食はせることにして居る、斯う云ふやり方をする理屈を聞いて見ると、第一が若し朝飯を食はしてやらぬと勝手次第に旅人宿なり何所かへ泊込んで好きな酒を飲む、又惡いことを仕出來かすとか往かぬと云ふので救護會社の手で朝飯を食はせると云ふのが一つの理

由今一つの理由は出獄して来る時に救護會社の代理人が引連れて行くから、食事をして居る間に能く出獄者に會つて色々話をする機會を得て將來のことを訓戒するなり本人の志望を聞くなり其他本人を世話するための便宜を得ると云ふ目的を以て朝飯を食はせる斯う云ふ二つの理由を以つて前申す様に朝飯を遣る會社が十九あります、それから他の二十の會社では誰でも彼でも矢張り飯を食はせることはせず、本籍地へ歸るまでに長旅をしなくちやならぬと云ふ奴に食はせる、若くはさうでなくとも前以て監獄に居る間から行先も極つて居る奴に限つて空腹では働けぬからと云ふので食はせると云ふのが二十の會社の取扱振……それから一つの會社では大體朝飯は食はせるが例の酒飲み丈は御免蒙ると云ふて其他の奴は食はせる扱をして居る、是は誠に面白い扱方である、又或一つの監獄に附帶して居る一人の熱心なる婦人があります……此の婦人はレディーヒクターと云ふて女囚の世話をするの目的を以て監獄を訪問するので政府に於ても可成如斯種類の訪問者の多からんことを欲し盛んに奨励して居るのであるが其熱心なる婦人が監獄の前にコッホーハウスを拵らへて出て来ると其所へ連れて行つて飯を食はせることをして居る所がある、其やり方たるや若し居酒屋へ飛込んで仕舞ふと往かぬと云ふのでさう云ふことをして居る、それから或一つの監獄には餘程おかしい事がありまして昔からして居る、それは其監獄に附帶したる慈善基金がある其中

から出獄者があるに随つて飯を食はしてやる、其の上普通の出獄者であると六片現金で小遣錢をやる、それから負債者であると一志をやる、さう云ふことをやつて居る監獄がある、是は其地方に一種の財産があつて其結果から出た扱であります、さう云ふことをやつて居る所もある、勿論さう云ふことをやつて居るが、ソンならば其所から出る出獄者が何れの場合でも、飯も食ひ金も貰つて歸るかと思へばさうでもない場合があるが兎に角妙なこともある、それから一つの會社では飯は食はせるけれども或種類の奴丈しか食はせぬ再犯以下ならては食はせぬ、再犯以上の奴は一飯も食はせぬ、それから一つの會社ではまるで朝飯としてはやらない、先づ監獄を出て来れば兎に角何所へても行つて職業に有り付いて来いと云聞せて出して遣る、けれども折角行つて来ましたが今日は職に有り付けませぬと云つて歸りて来ると晝飯なり晩飯は呉れるが、朝飯は決して呉れぬと云ふ扱をして居る所がある、それから或一つの會社に就て聞く所に依れば、此飯を食はせるとは餘り宜くないから廢しましたと云ふのがありました、之を要するに會社の多數は飯をやる方でありますが、飯を絶對的やらぬと云ふ會社も全くないではない、一つの會社では一體飯など呉れるがいけない、監獄から出た奴は成る丈早く追ひやつて仕舞ふ方が早く職に就くことになるので、朝飯などを呉れるはいかぬと云ふて絶對的やらぬと極めて居るのが一つある、それから他の會社でも飯を食

はせると云ふことは宜くないのみならず一時的の救護の方法は面白くないからやりませぬと答へた所もある、さうかと思ふと、甚しい奴は、救護會社の創立の目的は取も直さず此奴等に飯でも食はしてやるのが趣意だからと云ふて飯さへ食はしてやつて置けば目的は足りて居ると云はぬばかりのやり方をして居る會社もありませぬ、それから是は極く少ないとであるが、或會社では朝飯晩飯としてはやらないが、注文書をやつて八百屋なり肉屋なりへ何々を幾らやつて呉れと云ふて食料券を與へる仕組をやつて居るものもあります、それから等は等の事柄になると餘り細に涉りて御話する必要もないやうですが、或會社では朝飯もやらう晝飯もやらう又辨當までもやらうとして居る所もある、之れは重に自分の郷國へ歸るに一日掛るのであると斯う云ふ世話をしてやる、それから又それと同じやうなやり方ではありますけれども、旅行券のやうな物をやりまして、それには五ヶ所なり六ヶ所なり宛名があつて、兼て宿屋なら宿屋と連絡を付けて置いて旅行券をやつて途中立寄り場で飯を食はしてやるやり方をして居る、丁度同様なことか乞食に就て行はれて居るとかあるメンヂネー、ソサイターと云つて……乞乞禁止會とでも云ひますか、乞乞が矢鱈に人家の前に立つて往かぬと云ふので之れを禁止するの目的を以て出來た協會ですが食料券を與へます、英吉利では此の種の協會が中々盛に行はれて居る、殊にドルセツト州にある乞食禁止會の行り方が面白い會協

論

説

が兼て食料券を作りて見世の主人に渡して置く而して乞食か人家の前に立つて食を乞ふと主人は切符を渡して遣る而して此の切符は兼て州内の或樞要な地の者と連絡を付けて置いて、其切符引換て飯をやつて呉れと云ふ仕組でこいつナカ／＼面白い仕組でありますが、恰もそれと同じやうなことを出獄者に對してやつて居る所もあります、又或論者はさう云ふことをやつた方が効力が擧がるであらうと云ふて居る人もある、が前御話するやうに此飯を食はせると云ふことは餘り獎勵すべきものではない、大軀腹が空いて居る奴を其儘捨て置くことはいかぬから、絶對的にやつてはいかぬと云ふことは言ひ切らぬですが、兎に角餘り飯を食はせると云ふことは勸めべきことではない、却て時に依ると悪い結果を持つことになるのであります、一軒飯を只やるとか云ふやうな一時的の救護は、其際に當つて救護しなければならぬと云ふ場合は格別として何時までも續けてやるのは救護會の主意でもなければ又其結果は決して宜いことではない、飯のことは大体それ位にして置きませう、

それから續いて職業を與へることに就てどう云ふ骨を折つて居るか云ふことを一つ見ませう、所が多くの會社は此職業に就かせることに誠に苦心を致して居りますが、苦心して居ると同時にどうしても與へ切らぬと云ふ方が、多くはございませぬが、略ぼ半数位に達して居る、どうも出獄者に職業を與へてやらうと云ふ

ことは誠に困難だとか、どうもやりたいけれども出来ないとか云ふのが多いのであります、て今の六十有餘の會社の中で十五の會社の云ふ所では、どうも自分の地の商賣の景氣が悪るい爲めに、且は又出獄者と云ふ者に對して一種の感情上の關係からして、どうしても職業を授けたくも授けることが出来ないとか云ふ奴が十五ある、それから是れも略ぼ似た返事ですが、四つの會社ではどうも自分の地方の事情と云ふものが、やりたくもどうしても斯う云ふ場所に於きましては出来ませぬと云ふのがある、又他の一會社では斯う云ふことを云ふ、正直な労働者ですら職業に有り付けない、斯う云ふ場合にとても囚徒などに職業を授けることは、出来ない殊に少し智識もあり筆算の立つやうな奴に職業を授けてやらうと云ふことは困難であると云ふて居る、それから多くの會社の云ふ所を聞いて見ると、どうも却て筆算が出来るとか智識があるとか稍や上等の奴の世話の仕方が誠に困ると云ふ、それから或一つの會社では其所に面白い工業がない爲めに勞働とかさう云ふ方法で職業に就けてやるとはむづかしいと云ふとを云ふ、巨細の事情を茲で御話することは廢しませうが、要するに會社の半數ばかりは大幹職業を與へたくも與へられませぬと云ふ奴と、困難と云ふ奴とに外かならぬ爰に一寸面白い理がある、或る會社の事務員に私が尋た時どうも酒飲だと傭主が雇つて呉れるが泥棒だと困りますと云ひましたが、是れも尤の言ひ分である會社としますと無論世話し

てやりたいのでありますけれども、ツマニ種々困難を訴へざるを得ざる事情があると云ふ事實だけは確かである、斯く半數はどだい職業を與へて居らぬにも拘はらず他の會社では随分熱心に且つ能くやつて居る、凡そ十五ばかりの會社では自分の所へ来た出獄者に職業を與へることを熱心やつて居る、殊に或者になると畢竟するに他の者の悪口を言ふ譯か知らぬが中にはそれは熱心が足らぬのだ、困難々々と云つて居れば出来ぬが、私の所はコンナ風にやつて居りますと云ふて得意氣に云ふ者もある兎に角是は英吉利の状態を能く見た上の話でなければ分らぬが、随分出獄者に職業を與へてやらうと云ふことは困難である……ナカ／＼日本のやうに容易にもいかない……で殊に困ることには出獄者であるから直ぐ監獄所在地で以て職業を授けてやると云ふことは誠に困難であるから、或會社へ行つて見ると、毎日のやうに新聞を見て小僧入用とか、雇人が欲しいとか云ふ廣告を切抜いて……而かも斯う云ふ廣告は澤山あるが之に依りて一々紹介してやると云ふ方法を取る、殊に可成遠方へ世話してやる仕組をやつて居る、そこらになつて見ると誠に成績も好いのであります、て半數はまるで職業も授けませぬが他の半數は今御話したやうにやり方に於ては色々ありますが、職業を授けると云ふ一法に於ては幾多の困難に打勝つて好い成績を擧げて居ります、要するに職業を授けることが取も直さず出獄人救護會と云ふものの出来た骨髓とも言つて宜い部分で

あるが、此部分に就ての英吉利での實況にしても半分しか成績が、擧つて居ないと云ふやうな状況であつて随分是は困難と云ふことは大抵想像の付く譯であります、がどうも此點になると別に此困難に打勝つ方法はないのである、唯一面に於ては會社の仕組其宜きを得管理の方法も能く整ひ、一面に於ては當局の人々が熱誠を以て働くか爲めに好い成績を爲して居るので、別に此點に於て効果を擧げる秘訣と云ふ者はありはしない、まだ申述べて好いともあるがマゝ是位にして置きませう、

それから又職業の點に就て英吉利として特別の事情があるから特に御話しますが、矢張職業の就け方に就て二つの種類を特に見る値打がある、夫はどう云ふとかと云ふと、一つは職業を授けるのに船舶の乗組員にしてやると云ふ方法今一つは海外に移住させる方法、二つの方法に就てどう云ふやり方をして居るかを見る値打がある、第一の船員にする即ち水夫とか火夫とかボーイとかコックにすると云ふ方法に就ては殆んど半数、卅一の會社に於ては船舶に乘込めると云ふ方法を探つて居ります、併ながら他の八つの會社ではどうも斯う云ふととしては面白くないと云ふてやらぬのもあり、他の二つの會社では船舶に乗組させるに就て必要な準備丈はして遣るが、彌々どの船へ乗組むと云ふとは會社が世話せず、本人自身にするやり方をして居る、それから或一二の會社では折角此方法をやつては見た

が、どうも結果が面白くないと云ふので廢めて仕舞つたと云ふ會社もある、又或會社では監獄から出て來ると直ぐ代理人が船まで連れて行つて船長に引渡してあとは宜しく御頼み申すと云ふてやつて居るものもある、それから中には………是は宜くないが………代理人がリバープールとかサウサンプトンとかツマリ海港まで引連れて行つて其儘にして仕舞ふ、爲めに折角連れて來られた奴も船へ乗組もせず、何時の間にか再び戻つて來て監獄へ這入ると云ふことの出來た實例もあります、それ體船舶乗組員にすると云ふ其の仕組の結果は至極宜いのであります、が大體英吉利のやうな國としては船舶に乗組ましてやるのは私も適實だと思ふので此點に深く注意したのであります、唯此取扱に至ると多くの會社の今やつて居る取扱方よりもモウ一層深く注意を取らぬと恐るべき結果がありはせぬかと云ふ考を持つて居ります、

それから續きまして船舶の乗組に因みある移民事業、是も少しく見ませう、海外へ移住させると云ふ方法で職業を授けることは大體多くの會社の探つて居る主義であります、さうして其結果に至つても亦頗る宜い、勿論此の場合には唯移住地を極めて矢鱈に送出すやうな單純な仕組では無論ないのであります、移住先に親類があれば尙更、朋友とか繼し朋友がないにしても必ずや上陸したら引受けま

すが、面倒を厭はず取れる丈けの注意を取つて遣れば其結果は誠に宜いのである、一体海外へ移住させることは最前御話した監獄所在地を可成遠かれる、地方に就て職業を授けるが良いと申し其原則の一層また擴まつたのであると云ふことが出来る。と云ふのは前非を悔ひ一身を立て直さうと思ひ起しても舊來の場所では兎角自己の過去の經歷が知られて居つて工合が悪い、一層何にも知らない土地に行つて身を立てやうと云ふ者がある、此の種の人には最も適當したる救護方である勿論移住するには體力なり總ての點に於て見定めの付いた奴でなければやれないと云ふことは申すまでもないことである、前御話する通り多くの會社は此の方法を取つて居りまして唯僅かに七つの會社だけが此方法を取りて居らぬ、前御話する通り斯様な事業は頗る慎重の注意を要する譯でありまして隨つて、世話役は隨分骨の折れる譯で其の效果の有無は畢竟するに當局者の親切不親切に歸着するのであります、中には誠に手際のことをして居る向がある、澳大利亞なら澳大利亞と移住先の人と前以て交渉して前以て特約を結び而してドン／＼送つてやる仕組でやつて居る所もある、又面白い話は或所では移住先の注文で婦女殊に年若き女子のみを送りて居る所もある、これは新開地にては女が不足だから特に之れを供給する必要がある、彼此相應呼して誠に好成績を擧げて居る、所で救護會の側では無論さう云ふ譯で効果も頗る宜いのであります、又確かに私も宜い

らうと思ひますが……此やう方に就て往々世間に非難がある、殊に非難が移住先から起つて来る、是は恰も昔し流刑に對して起れる非難と同様でツマリ自分達の所を犯罪人の捨場にされては困ると云ふことになる殊に澳大利亞にしろ加奈太にしろさう云ふ報告を總督なりから寄越されると會社の側では事業上随分困ります、更に進んで其非難の價值を見ると一種の感情より起れる苦情に外ならずして事實上には少しも弊害の無い且つ又右の方法を以て移住する人員とても多數と云ふのでは無いから夫程の害惡を爲すものとも信じられませぬ、要するに此移住策は英吉利の國情に照らして見ると誠に好い方法であると思つて居ります、其次に御話することは救護會がレーボーアホーム暫く勞役場と譯しますが之を備へて居るかどうかを見ませう、二十二の會社では出獄人救護事業として勞役場の備付はなかるべからざるものと信じて設備して居ります、それから五つの會社は勞役場と云ふものは誠に望ましいどうか拵らへたいと思ふが、まだ其運ひに行かなくて困つて居ると云ふのが五つある、それから他の十七の會社では丁度反對で勞役場を置きもしなければ用いもしない、ナセかと云ふて其理由を聞くと、此勞役場を経済上收支償はせるやうにするには困難である、と云ふのは出獄者の如きは大體生産的の工業に就くことは出来ないことは御承知の通りであるが其結果として縦令ひ勞役場を拵らへても經費の上で困るからと云ふことを重なる理由に

して居る、さうかと思ふと、一種折衷的の議論で各會社諸々に勞役場を拵らへやうと思ふから困難だか寧ろ或中央へ持つて行つて一の中央勞役場を拵らへて呉れると其所へ入れてやるから都合が好いと云ふ意見を出して居る者もありツマリ色々ある、ソコで先づ勞役場の設備如何と云ふ點になると設備をして居る方が寧ろ少くないのであります、此勞役場を拵らへる主意が……私は殊更に勞役場と云つたのは寧ろ授産場的に其所で職業をさせやうと云ふ主意ではない……唯どうせ何か職業に就かなければならぬが差當つて好い職業がないから且は元々餘り工業を好みぬ奴だから、習慣を付けてやらうと云ふ意味を以て此勞役場の主意と見なければならぬせぬから勿論授産ではない、所が或救護會では勞役場は何の爲に立て置きかと云ふと出獄者を唯遊ばして置く譯に往かぬからキの手塞け潰しに何にか仕事をさすと云ふ位の單純なる意味を以て仕事を授けて居る所もある、中には又此勞役場を置いた主意は無論授産場とは考へて居らぬ、且は見習場とも考へて居らぬて之を試験場とする、それは何のことかと云ふと被救護者か果して職業に耐へるかどうか、本心からして職業に就て感念のある奴かどうかを試めす意味を以て置くかと云ふのもある、是は多數ではありませぬが、寧ろ勞役場を置く主意から云ふと誠に面白い考と云はなければならぬ、それから此勞役場に就て特に注意すべき點はこれは到底收支相償ふことになりやう筈もないのでありますか

ら、此經濟の點も考へ入れなければならぬから、幸に有力なる會社ならばいざ知らず左もない場合には之を維持することが經濟上六かしい、然るに英吉利當りは外かに之に類似したる制置が澤山あるから便宜夫等を利用せば必ずしも救護會自身が勞役場を設置維持せずとも其の目的は達せられる筈だから、寧ろ此の便宜法を假る方が宜からうと思ひます、此勞役場の關係に於きましては英吉利で、一寸申上げて置いて面白からうと思ふのは或宗教の團體が特に此關係に於て餘程活動して居る殊に倫敦邊りでありますと隨分活動して居るから一寸申上げて置ませう、其活動して居る宗教上の團體は何かと云ふと救世軍と稱へて居る奴と教會軍とでも云ひますか其二つが此點に充分仕事をして餘程好い成績を擧げて居る、寧ろ斯う云ふ救世軍や教會軍の側の奴の方が救護會社がやつて居るよりは好い成績を擧げて居るやうな所もあります、是も一寸附けて申上げて置きます、以上申上げましたのは主として唯男子に就ての御話であります、が女子の事に就ては少し別に又觀察して見る必要があると思ふ、一体女子の扱はは男子よりは一層六かしいものですが先以て女子の爲めに止宿所を置いてあるかないかと云ふ問題に就きまして一應見て見ませう、救護會に於てはどうかして止宿所を欲しいやうにも思ふが種々なる點に於て誠に困る、且つ又經費の一點に於ても女子の方になれば男子より一層經費も掛るので尙ほ困る、であるので或一つの會社では自分

の所には決して止宿所を置かず、ツア脇にあるものを利用して其所へ預ける、一人に付いて扶持見たいのものを一番低い奴は二磅、それから又他の會社に就て聞いて見るとどうも誠に金が掛つて困る、そればかりではない、其地方の事情として女子を救護するに誠に困難のことがあると云つたこともある、所て此女と云ふ奴は諸君も御研究でありませうが……女の墮落した奴は男よりは一層扱ひに困ります、場所に依ると斯う云ふことがある、折角救護會の方で世話して遣らうと云うても女子の方から嫌やだと云ふて來ない奴が往々ある夫故止宿所を備へて置ても餘り實用にならざることあり、縦し又幸ひ來るにしてもどうしても止宿所になると幾ら區畫をしても一人置く譯に往かない三人なり四人なり一所に置く、ソコデ女を泊めることになる、結果が能くない、是も女が這入らうとしたがらない原因でもある、元來女はどこまでも内氣であるから外かの者と顔を合はせることを嫌ふ、てすから止宿所へ來ても餘り面白味はない、モウ一つの女子の救護の困難なる原因は申すまでもない、男よりは獨立心が薄い、だから自分が自分を頼みにして自分で將來斯う云ふ道を取つて暮して行かうとか云ふことは男子ならば出来るが女子には殆んど其の計畫が立たない、夫れ故救護會の側で職業を授けんことを世話したいと思つてもドウモ出來ない、それから前申した事由のために二人以

上女を置くに幸に略は氣の合ふ奴ばかりであれば宜いが、一人でも莫連者があると却て恐るべき結果を起すと云ふことが男子の場合より強い、斯く女子の性質上から來た事由の爲めに困難が一層強くなる随つて女の爲めに止宿所を置くことは誠に考へ物であるし、英吉利の實際に就て見ましても餘り澤山拵らへて居らない、併ながら是も窮極する所最前御話したやうな譯で當局者の熱心親切に歸着して仕舞ふので其局に當つて居る人が熱心で充分の思慮を持つてやつて居る所は成績が頗る良い譯になる、女の取扱方に就てはメレデスと云ふ婦人が誠に熱心で此人の成績などが非常に良いですが、兎に角女子の取扱には男子が當るよりは婦人の方が適當であるドウしても之に適當したる婦人は趣ないものである是れも亦困難を増す一つであるけれども幸にして、さう云ふ熱心なる女子が出て來て呉れれば好い結果になる、幾つの會社がどうと云ふことを申上げてても宜いが餘り長くもなるからそれ位にして置ませう、

それから女子のことに就てモウ一つ御話しておやめにしませう、それは女子に對する職業の授け方です、是も矢張男子の場合に於けると同じやうに、何所の會社でも強く困つて居るといふことでありました、此場合に於きましても熱心家が幸にして居つて呉れれば余程良い効果を顯すが多くの場合に於ては不幸にしてさう云ふ人がない爲めに良い結果を持たぬと云ふことになつて居ります、殊に男子の場

合と違つて女子の方になると授けたくも授くべき職業の範圍も狭いと云ふことは御承知の通りでありますから尙更困難と云ふことは分り切つて居る、けれどもやり方一つに依つてはさうばかりではないと云ふことは現に色々の仕事に出獄者たる女子が従事して居ると云ふ實績に照らして見ても分かるのであります、以上で先づ第三點と申しました救護の種類と云ふ點に就て重なる項目丈を申し上げたと考へます、それで御話は大体止まつて宜い譯であります、勿論此救護の本體と云ふ中にも又是に附帶して救護した結果をどう云ふ工合に見て往くとか云ふやうななども所謂救護の本體と云ふ中に入れて御話して宜いと思ひますけれども總てそれを省きまして大体是て自分の今日御話しやうと思つた所は御話し了つたと見て御免を蒙ることに致します、長くなりまして誠に御氣の毒でございました拍手起る)



録



○監獄未來の夢物語

筑 涯 閑 人

第六回 (俱樂部總會の席上演説)

説

時はとうど七時、お約束の聯合俱樂部總會に誘はるゝことになつた、會場は従前の教誨堂であつて極めて宏壯な規模である、教誨と云ふことは今日既に全廢せらるゝに至つたこと、其此に至つた沿革略しも精はしく聞いたけれども是れは姑らく省くとしやう、開會の序開らさとして合奏があつたが音樂思想の無い僕のことだから格別面白

いとも感じなかつた、今では音樂の先生が監獄官吏の一人として高給を拂はれて招聘されて居ることである、合奏がすむと泥長先生が演壇に立つて開會の辭に兼て一場の大演説を試みたのである演題は監獄今古の比較觀と云ふので懲戒主義から感化主義に進んで來た沿革を述べ終はり今日の感化主義を以ては尙ほ満足すべきでない更に一步進んで教育主義……刑罰などの思想は根本から打ち破つて監獄を純然たる學校——安養教導院たるに至らしめざるべからずと結論して拍手の音恰かも一時に百雷の聲たるか如き大喝米を博したのである、此演説がすむとこれからが正味の集會即ち宴會に移るのであつて三々五々思ひ／＼に各々食卓を圍んで盃を舉げ食を漁せることとなる、臨ふ者、叫ぶ者、跳ね踊る所の者、或は高談雄辯、四楚を驚かして得意たる者もある、所々に卓上演説を試みるものもあつたが喧騒の間に葬られて些こしも此の要領を聞取ることが出来ない、ヤ、暫らくすると泥長君は僕を促がして演壇に起たしめんとしたのであるが僕は別に言ふこともないし且つ些こしも腹稿の準備がないゆゑ是非お免を蒙りたしと斷つたのである、所が苟くも正實として此に臨席した以上は何か一席の演説するのが正實たるものゝ義務だと云ふて聞き入れない、そ

うこうして居る内に泥長君は突然演壇に起つて大聲疾呼是れより正實某君の演説があると宣告した、鶴の一聲、さしにも喧騒を極めて居つた會場も恰かも水を打つた如くになり針の墜ちる音も聽へるやうに一時に鎮まりかへつて仕舞つたのである、サアこうなつて見ると僕ものつひきならぬ立場になつたので止むを得ず大に勇を鼓して演壇に起つことになつた立ち立つたか言ふことがない、お負けに耳を襲するばかりの拍手の音で、なんだか氣も少こし遠ふくなつたやうな鹽梅である、コ、暫時、立往生の姿、随分見つともないさまであつたらう、こんなこと、知つたら監獄などへは來なかつたものを、これに懲りて最う孫子の代までも監獄へ足踏みなどはかまへて爲せぬこと、下司の智慧は跡から出るとツク／＼己れの愚を後悔したのである、何うなるものかなんても出任かせに噤舌つて見やうとヤット覺悟を極めてさて口を開き始めたのだが

諸君！私は誠に以て據ない次第で決して自ら進んで賢明なる諸君の前で演説したいといふやうな大膽な考へを持つたのでなく全く以て突然是非何か一言せよと會長閣下からの御脅迫イヤ御勸告に餘義なくせられて此に一言致すやうなことに罷り成つた次第であります(ヒヤ

趣味は晩秋に於て最も深く感ぜられ申候
 諸小河先生も今夏は監獄作業論を物せられ朝陽に
 付し候へば多分僚友各位の内にて御一讀被爲候御
 方も可有之と奉存候又もや暑中休暇後公暇を利用
 し刑法の二大眼目と題し主として死刑及刑の執行
 猶豫に就て立論せられ候趣著書は未だ拜見不仕候
 へ共博引旁搜、立論の精確と真摯なるは先生平生
 の手腕より察するも將たまた先生得意の好題目に
 して染筆の際往々後進生に誨ゆる所あるより察す
 るも大凡そ此著書の眞價として未だ拜讀せぬ小生
 より確認すると強ち失當に非ざるべく且今より拜
 讀の期を樂みて待望し居る次第に御座候、先生は
 御承知の通り熱心の死刑廢止論者にも有之曾て法
 典調査會委員たりし頃、例に依り廢止論を主唱せ
 られ賛成者は江木博士三好退蔵氏村田保氏の三名
 にて他は滔々として何れも死刑維持論者に有之結
 局總會迄も開いて之を論議矢張死刑廢止は前記四
 名のみにて見事敗北を採りたりとの事聞及申候、
 少くとも該著書は先生平生の鬱憤不平を爬羅剔抉
 して餘蘊なき事と被存候、聞く所に依れば近日明
 法堂書肆より出版せらるべき筈なりと謂ふ、斯道
 の僚友に敢て之を豫告致し置申候
 行政整理とやらの風聞は新聞紙上にて折々畏嚇に
 遭ひ例の奥田案の消滅は一般官人に取りては互に

の聲四方に起る今日には圖らざる御馳走を
 受けまして最う十二分に酩酊致して居りますの
 で(ナンな弱い奴があるものか未だ宴會が始ま
 った計りの處だと云ふものあり)イヤサ實の處、
 私は至つて酒量に乏しい男でありまして殆ん
 どもう目が廻つて(酒の爲めではあるまいと云
 ふものあり)逆上しまして(拍手)殆んど(笑ふ)
 此處に立つて居りますことも殆んど其の(笑ふ)
 出来兼ねる位のものであります(大笑)諸君がそ
 んなに御笑ひ下さつては殆んど(笑)其益々以て
 一体其監獄と云ふ所は(ヨセ)と云ふものあり
 (り)刑罰イヤ教育執行の場所(ヒヤ)抑も其
 病院の一種(學校の間違ひだらふと云ふものあり)
 (り)ソーデス其大學校の一種とも云ふべき所て
 ある(喝采)諸君は即ち名譽ある大學々生とも尊
 敬すべき方々である(大喝采)
 今度の喝采が愈々本物の喝采らしかつたので僕も
 些こし勢が付いて來た
 世間でも矢張監獄の事を學校だと申して居つて
 當監獄などは犯罪の大學校だと申すことに殆ん
 ど何人も異存の無い所
 と言ふや否や犯罪の文句が癪に障つたものらしく
 殺氣驟かに滿堂に漲つたと見る間もなく絶叫絶
 嘆、總起立となつて怒濤一時に捲き起つたかと疑

○東京便

協會編輯局内にて

別 天 生

僚友各位 晩秋月明の下に綿繡を染め出せる紅
 於を賞し林間酒を煖めて醴醴高興を貪るの時節と
 相成申候東京は御承知の通り塵雲俗丁の世の中
 にて此種の趣味絶へて之なく偶々吟詠を王子に與く
 者あれど滿山悉綿繡の雅致は見當り不申唯面白く
 もなき雜沓を潜り一腰掛阿堵拾錢を投せざるを得
 ざる現ナマの有様のみにて結局蠅虻を出てぬこそ
 物安氣儘自由なれと引込思案に相成申候平日は
 朝餐後直ちに服を整へて出處推積せる事務を處理
 し了りて退廳一家團聚の下に雜話を試みつ夕响に
 就き終りて燈架に對し古今の人を友とし讀書する
 の快樂は寔に一日の勞を醫するに足り可申遺憾の

手を額に當て相祝賀致し居り申候其の後積極的と
 の冠詞を付したる行政整理に變り先は胸を撫し一
 安心仕候、此の穩和着實派の行政整理は議會開會
 前に發表せらるべしとの新聞の豫報も可有之候へ
 ば多分は監獄に關する管理問題も其れ迄には發
 表せらるゝに至るべきか杞想像を書き居申候
 監獄管理問題と謂へば監獄局の司法者に移りたる
 頃は大分喧しく本誌上杯にて聞及申候へ其其の後
 は斷然と思ひ直したるかの如く査として聞及不申
 候右は僚友諸君に於て如何の御思召に候哉今尙前
 説を固持せらるゝにや將たまた彼も一時此も一時
 の思惑に候哉若しまた結局倦み疲れてたる義に
 候哉、今日此の頃行政整理とやらの空恐しき風の
 吹き廻る矢先に此の問題を擧き出して豫め斯道者
 の意向を知らしむること必要にある間敷哉、斯く
 申す小生は依然として監獄直轄の旗幟を驕さず抽
 んで、忠勤を致す覺悟に御坐候、整理委員先生も
 此點は豫め御含み置被下度願上候
 今一つ、整理委員の方々に御願致度一條有之申候、
 そは餘の儀にも無之典獄の位地と俸給とを高め度
 心願に御坐候、其の之が條件として集治監の職給
 制を廢し各監通じて少くとも千八百圓位の位置に
 上ぼる事を得せしむるは至極適當の事と被存候、
 現在集治監の職給制は随分酷いものに有之俸給を

ふばかり武裝したる一團の若者、夏荷は寒むき氷
 の刃を提げて演壇目掛けて推し寄せたり絶体絶命
 四苦八苦、逃げんとすれど足進まず防がんにも寸
 鐵なし最後の叫び聲揺り起されて漸くに我れ
 に歸へりて目を覺ませば是れぞ午睡の一夢にて瀧
 なす澀汗に身体も衣類も滴るばかりに濕れてけ
 り (完結)

高めんと欲すれば任地を轉せしめざるを得ず殊に地方監獄に於て今日は千圓以上の俸給をも受けることを得べきに集治監は尙舊時の如く職給制を改めざるは權衡の上に於ても如何かと被存候、素より今日に於ては名分上集治監を置くの必要無之候へば單に何れの監獄に於ても現行俸給令の儘即ち千八百圓迄昇級せしむることを得るの方法に御改め被成下候へば縱令い當分の間は現在の豫算額にても不苦候間、何卒御詮議の程願上候、俸給は先づ以上の如くとし、官等は切て四等位迄と願上度候へ共法制局の御詮議振は從來官等の上に就ては容易に高めざる御方針の模範及居候へば希望は山々御坐候へ共残念ながら相締め可申候、以上先づ御参考の爲め申進め置き候へ共特に茲に折入て御含みを願上度儀は右の希望は即ち典獄ならぬ小生の希望に有之、典獄は何れも自己の地位と俸給とに甘んじ汝々として其の職務に執掌せられ殆んど天職の如く心掛け居り候事に御坐候、法官運動と同一視されては迷惑の餘り茲に附記致置申候親愛なる僚友各位、處世の秘語を申さば徒らに他の大漁を羨まむより退いて網を結ぶに如かずとかや、自己の地位と報酬とを高むるの政策としては即ち先づ自己の天職を全ふすることに外ならざることを被存候、自己の職責を全ふし他より一指を

も容れしめざるの覺悟と力量とあれば自ら其の地位と報酬とは高めざらんと思ふるも高まらざるを得ざるの情況に立至り可申、浮世の俗人は運動とか何とか嘆き出すも此點に於て監獄界の守ること頗る深く且堅きは一般官人の模範と唱ふるも耻しからざることを、私に嘆賞致居り申候、又之を單に一身の上より見るも卑劣の所作を以て立身の途を謀らむよりも既に身を以て斯道に許すの覺悟ある以上は、熱心以て事に精勵し指彈を受けざるのみか他の模範を以て自ら任ずるの氣風あれば自然に其人の品格高まり終には他をして畏敬せしむるに至るべく、蓋し立身の途も亦之に過ぎざることに存候、區々たる報酬を直接に目懸けて相爭ふは如何にも其の心情の野卑なるを證するものにして却て人をして嘔吐の感に堪へざらしむ、急かば廻れの醜の如く間接に己れを賣むること嚴、身を持すること正、事に當て熱心、斯の如きは一旦迂なるが如しと雖も其の實立身の捷徑と被存候斯道に當て能く成功を告ぐるものは常識と熱心とに外ならぬことに御坐候、徒らに理屈一點に趨ることは終に世情に遠さかるを免かれず、世情に遠かるは決して犯罪者を減少する所以の途に非ず、熱心を缺くときは到底教育事業に當るを得べからず、天才とは所謂常識を發達せしめ事に當て熱心

精勵なること、深く確信仕候

政府財政の窘迫は必ずや監獄建築事業にも影響を來すべきこと、私に懸念致居候處幸にも來年度よりは山梨秋田の兩監の建築に着手することを得るに至りたるは勿怪の幸に有之候、併し内情を聞及候へば何れも地方人民の移轉を請願し土地及建築費の大部分を上納するが故に始めて之に着手するを得べきものにして所謂國庫の腹痛めには不相成趣に承知仕候、他動的にせよ其の費途の何れは間はず漸次監獄改築の舉を爲し得るは至極斯道の爲め結構の事と存候、歐洲に在ても今日普く新監獄の改築を見るに至らず即ち分房の採用未だ普及せざる所以のもの其の他監獄改良事業の頓挫せし経歴を探り見るに何れも財政問題に歸着せざるなしと謂ふの實況より比觀すれば今日の處にては我邦の現況はまだしも比較的幸福的地位に在るものと存じ申候、縱令將來斯道の爲め如何なる悲運に際會すとも吾人は吾人の本分を盡くして有らむ限りの力を出し而して尙廣く識者の一顧だに得る能はざる時機到來すとも歐洲監獄改良の沿革に顧みれば多少の慰むる點なきにしも非ずと存じ候、世は監獄事業の爲め存在するものに非ず、否寧ろ斯の如き消極事業は常に他の事業に先んぜらるゝは浮世の習にて是は全く監獄事業の性質に外ならぬ

ことに御坐候

警監學校も依然として來年度も尙繼續の事に決定せられ豫算を編成せられたる趣に聞及申候、決して監獄官吏養成の點に就て彼是申す儀には無之候へ共現在の組織よりも今少し効果あらしむる方法を採るこそ可然かと被存候、此頃は精神病學に就て吳先生の講筵も有之趣、今一の希望は心理學の講堂を設けられたき事に御坐候地方に毎月一回位は茶話會なり何なり兎に角監獄官吏の打解けての會合は僅ふし度ものに御坐候、會合は儘かに智識交換の媒介とも爲り且は娛樂を添ゆる爲め殊に繁劇なる職務に従事する者には匆忙中の時間を割愛して此種の趣味に供するは最も必要と存候、大分各地方に近來茶話會の開會ある趣に候へ共小生は儘かに獄事の改善は此種の動機より發すること、存じ居申候山上、眞木兩事務官は昨今出張中に有之候へ共本月末か來月初には歸京の事と被存候、之と入れ交はりて小河事務官出張の趣に聞及申候出張先は存知不申候へ共九州地方若くは山陰道には無之哉と想像致居候藤澤四部長は昨今小笠原島に出張の趣に御坐候其の外申上度義山々御坐候へ共原稿締切の期限に達し候へば先は是にて擱筆仕候勿々不宣

○獄事小品

龍 涯 漁 史

監獄は一種の教育事業なりとの語、往々同人間に傳唱せらる、其の言や善し、然れども此語また往々誤解せらるゝものあるを免がれず、監獄は行刑上須く犯人の改良を期待すべきものならざる可からざるは勿論なるも其の本質をして教育機關たらしむ可からず、監獄は矢張監獄たり、教育機關にはあらず、エルマイラの如き學校監獄は固より行刑の本質を忘れたるもの、予は之を監獄の狂態痴戯として觀む

感情は至大の勢力を有するもの

世人は監獄問題を觀るに感情を以てせむことを試む、近くは矢部氏の曾て警視廳第四部長に在任せらるゝ當時即ち今より五年前、巢鴨の看守は一新聞記者を毆打したりとして、日々新聞は熾んに之を攻撃す、明治の昭代此の慘事あり杯書き散らしたる結果にや矢部氏迄も鎗玉に上げられぬ、其毆打事實の如何は固より予の知らざる所、さはあれ、新聞記事程の慘虐の所置にもあらざるべきか夢を以て兩三回毆打したるは關の山、小事を捉へて平地に波瀾を起こさんする者の徒ら事なるべし、慘虐の所爲固より憎むべし、何れにせよ毆打

は今日の社會上宜く憶まざる可からざる所、予は之を庇護するに非ず、看守者の責任はあらむ、之が爲めに四部長迄の責任を論ずるは如何に感情の勢力の偉大なるかを示すに足る、昔時十六七世紀頃は慘虐の所爲に反抗を試みんとし仁者ハワードの絶叫するあり、今日之と相反し

仁義文明の假面

を被りて囚人を優待せんとするの傾向あるを見る、即ち之が適例として米國の監獄なりとす、食は以て美味を嘗めしめ教育は過度に注入啓蒙を謀り學校教育も尙且追はざるの風あり其の之が結構に至ては莊麗人目を眩する計り、斯の如きは眞に監獄教育の意義を誤解したるもの、漫然唯文明の假面を被りて世俗の感情を巧みに操り行刑の体面を毀傷するものに外ならず、ハワードの趣旨茲に在らざるや勿論なり、若し夫れ今日彼をして之を見せしめば意外の感に打たれむ、躍起直に赴て米國宰相に謁し、文明の名を銜ひたる非文明の所置を難んずるならむ、今日恐るゝ所は虐待にあらざして優遇に在り、當局者は須く感情の外に凝然として起ち理性の裏に安心を求むるの覺悟なかる可からず

近時監獄界の風潮

大に囚人の心性を陶冶せんことに努むるに至りた

るは、寔に斯界の爲め賀すべしと雖も、予は時計の錘の左右に振盪するが如くならむを恐るゝなり、一は極端に慘虐に他は極端に優遇、感情の趨る所往々斯の如き結果を見る、健全なる行刑思想は徹頭徹尾理性の裏に之を求めざる可からず、感情の動物と爲つて國家の刑罰權を左右する勿れ、身直接に囚人を御する者に在ては或は此弊に陥り易きにあらざるかを疑ふ、慎重自重すべきは此點に在り

監獄内にオルガンを備へんとす

との議會で僚友の一二より之を聞く、由來音樂の心性の融和を來し感化上資する所多きは吾人の認むる所、而かも尙社會的事情に於て一致結合するに至らず、見もや佛教教誨にオルガン使用の慣習ありや否や、朝夕の祈禱に音樂を弄するや否や、社會此種の慣習なきに獨り進むて監獄内に之を採用せむとするは思ふに囚人に採りては一の茶番狂言娛樂の感を以て之を迎へむなり、音樂は耳之に慣れたる者に在てこそ眞に能く其の味を知る者、今更に監獄内に於て行はむするに當ては尙早を唱へざるを得ず、勿論絶對に否認するに非ざれど社會的風潮の一般に此趣味を感じたる時に於て之を採用するも遅しとせず、然らずんば徒らに痴戯として之を看過し行刑の體面を毀傷するに至るべ

きなり、音樂使用よりも尙他に感化上探るべきの手段あるべく、歐洲の慣習を以て直に我國に搬せんとするは早計に失したるの憾なきにあらざ

囚人の茶話會

二三の監獄に於て實行せらる、即ち最上級に位する囚人を一室に招き互に椅子に憑らしめ典獄教誨師等之に交はり共に麥湯を酌んで談晤するに在りと謂ふ、果して之が結果として何等の得る所ありや否やを詳知せず、歐米に於ても此方法曾て若くは今尙實行せらる、然れども多くは識者の非難する所と爲り之を廢止したるの例なきに非ず、苟も眞面目に行刑の責に當らむと欲する者は此の戯れを演ずべきに非ず、囚人の性情を觀破せんと欲せば此舉なくとも何れの處にか之を見るの材料機會は多々益々多かるべきは必然、寧ろ囚人の性情は此機會に於て眞個に發見するを得ず、或者は之を銜て虛々實々の言を吐くべく、或者はまた黙して之を胸裏に秘すべし、如何に善良とは謂へ彼れ曾て不眞の徒たり、三々五々相團體せしむる者は眞の種子媒介の虞あるを免かれず、其の實當局者は優遇の方法として之を設けたるに過ぎざるも、此の如き不健全なる優遇は予は之を拒斥せざるを得ず、茶を喫しつゝ、情慢に日を暮らすは彼の曾て社會に於ける境遇たり、之が爲めに犯罪の

囚を爲すもの、素を爲すもの今將に優遇として之を獎勵せむとす、勿論一週日僅に一二時間而かも休役の際を利用するに過ぎさらむも勞を醫する上に於ては睡眠若くは安座のあるあり、何うまた此種の手段を探るを要せむ、訓諭教誨を垂るゝ固より大に可とする所なりと雖も何ぞ之を一室に集め

放談高笑せしむるの要あらむ、典獄教誨師に於て必要と認むるときは便宜之を室に招くは可なりと雖も必ずや單獨囚人たるを要し囚人互に談笑せしむるは予未だ其の可なる所を見ざるなり、否寧ろ行刑の面目は茲に毀傷せられむことを憂ふ

統計

明治三十五年九月末日現在全國在監人員表

四 刑 事 發 告 人	三十五年 九月末日	全 月 末 日	三十四年 九月末日	前月ニ比較		年前ニ比較	
				増	減	増	減
四九五五一	四八三六九	四八、九八一	一、一八三			五七〇	
八、八四一	八、二五	九、一四六	六二六			三八五	
二二九	二二二	一五三	一六				
九〇六	九〇一	八四〇	五			六六	
一〇六	一〇五	一〇八	一			八六	
五九六四三	五七、八一三	五九、二二八	一、八三〇			四一五	
合 計							

明治三十五年九月末日全國現在人員表

監 視 部 長 官 署	大 京 神 兵 長 新 崎 玉 馬 島 木 重 知 梨 賀 早 野 城 島	四 人	刑 事 發 告 人	監 治 人	刑 事 發 告 人	携 帶 乳 兒	合 計	明治三十五年 九月末日現在	比較増△減
二、九九六	一、三〇三	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	四、五〇〇	四、一六四	三三六
一、三六二	九三八	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五三九	一、五二二	一七
三、〇三一	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	四、二八	四、二六五	一三七
一、二九五	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五七四	一、三七八	二二六
二、〇八八	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三〇
一、二二八	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
八四二	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
一、〇三八	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
九三六	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
一、〇八〇	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
八四二	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
五五七	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
九九五	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
一、九四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
八四一	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
四四〇	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
五八六	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
八六六	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
一、二二二	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
八三三	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七
一、〇〇〇	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、五八	一、三七五	一三七

[illegible]

○前表中ノ外國人ヲ國籍ニ依リ區別スレハ左ノ如シ

北海道 集治監 十勝	網走 本監	三池集治監	宮城集治監	東京集治監	北海道 集治監 十勝	總計
一、一七七	九六三	七一五	一、五〇三	九七九	七二二	八二二
二、五二三	四九五	一、八四一	二、三三九	九〇六	一〇六	五九六四三
一、七〇一	九六三	七一五	一、五〇三	九七九	七二二	八二二
一、五六五	一、一九八	五七九	一、〇七三	一、〇七三	七九七	九〇七
一三六	二三五	一三六	三八	九四	八五	八五
四一五	二六四	四一五	二六四	四一五	二六四	四一五

青	山	秋	福	石	富	鳥	島	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	井
手	森	形	田	井	川	山	取	模	山	島	口	山	島	川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	島
三六五	二九七	六三四	六〇二	三一八	四〇九	三〇六	三八九	七二六	一〇八五	一四五三	九九四	四八二	六〇四	五五三	九二二	八〇五	一四二三	四三七	四六五	八二二	四七八	五八九
一四八	一〇九	九二	一一七	三三三	八五	六八	六三	七八	一五二	一九七	七〇	一〇一	六二	三六	七五	一〇六	三二六	八七	七八	一二五	三九	二五六
二	二	九	一	一	一	二	三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
一	八	六	四	一〇	一	三	八	一五	二六	一一	一	一	八	一八	一〇	三	四六	七	一	六	四	二
二	二	一	三	一	二	二	二	四	二	三	一	四	一	二	六	四	一	一	一	一	一	一
五一六	四一六	七三六	七二四	三七三	五〇七	三七五	四五四	八〇四	一二五九	一六八三	一〇七九	五八四	六七九	六〇八	一〇一〇	九二一	一七九九	五二七	五五三	九四八	七五一	三三七
五三六	三五五	七三一	六九四	三六〇	四九八	三六一	四五九	七二五	一二七五	一五八六	一二九	五八四	八三八	七三九	一〇七五	一〇二二	一九二七	六三一	四八六	一〇一七	六八五	三三二
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二〇	六五	五	三〇	一三	九	一四	二	七九	一六	九七	五〇	一	一五九	一三一	六五	一〇	一〇四	六七	七九	三三	六六	二六

○明治三十五年九月分上訴人員

[illegible]

×印は數月滯獄押送未済の者なり

○明治三十五年九月末日現在全國囚人刑名別

刑 名	本年九月末日現在		增減	前月比較
	男	女		
無期徒刑	一、〇四二	六八	一、一〇〇	三
有期徒刑	三、二二三	二七三	三、五〇六	一〇七
無期流刑	一		一	△

[illegible]

○官吏の解釋大審院の判例變更に就て

從來大審院に於ては官廳又は公署の雇員にして官吏公吏に屬する職務を執る者は官吏公吏として之を論ずるの判例なりしも、此の頃同院に於ては雇員は刑法上官吏に係る規定を適用すべきものに非ずとの意見を表示し前判例を變更したるを以て従前雇員にして監守盜若しくは管掌文書偽造行使罪等に依り重罪の刑に處せられ上訴なくして確定したる者に就ては非常上告に依り之が救済を圖り上告を経て確定し目下刑の執行中に在る者は事情を斟酌して特赦の詮議あるべき等にて省議決定せられたる趣なりと謂ふ、從て監獄に於ては若し檢事より非常上告の材料として之に該當する者の人名等の照會を受けたるときは獨り現在の囚人のみならず尙假出獄中に在る者にして主刑満限に至らざる分をも洩れなく通知を要することとなり

○疾患小票の調製

病者の統計は監獄統計中最も困難を極むる所にし

從來の經驗に依れば實に監獄に依り緊密情組を異にし随分杜撰なる所もありて之を以て正確のものと思ふ能はざるは勿論なり、故に主務省に於ては過般來之が正確なる統計を得んことを希望し終に疾患者の統計小票を調製せしむる事に一決し、其旨を監獄協會に付したるに大多數は同意なりしを以て今回斷然之を採用することに決すべき趣に聞及びたり

○官吏身分帳其他の諸帳簿に就て

前號誌上に於て官吏身分帳調治簿教誨原簿等其の他諸帳簿の改正變更あるべき旨記載せしが、勿論主務局に於ては最早此等の調査も結了せられたることにして何時發表するも差支なき程度に進みたることなれども、他に都合ありて今日遽かに發令するを要せざる虞あり、殊に獨り此等の諸帳簿の様式を示すのみに止まらず一般の處務規程を編制するの必要あり旁々以て暫時之を見合せ遅くとも來年三月中迄には必ず發令せらるべしとの詮議なりと謂ふ、或は若し監獄に於て今日新たに改正せらるゝの詮議もあれば今暫く舊式を襲ふ方却て得策ならむ歟、婆心ながら參考迄

○行狀錄摘要に就て

假出獄を申請する場合に於て其の添付書類中に從來は行狀錄を添付し來りしが、斯くては煩雜なりとて過般行狀錄摘要なるもの、離形の主務省より配付せられしが、中には其の摘要を終末に右行狀錄に依り之を摘記すと書す主任者の署名捺印もある趣なれども、これは大なる誤解にして行狀錄摘要なるものは元來典獄の自から認了したる意見を記載すべきものにして、主任者が身分行狀錄に依り摘記する箇合のものに非ざるものなりと其前の人は物語れり

としては至極妙なれども、本來引受くるに至るべき引取人ありてこそ出監せしむべきものなれ、唯漫然出監せしむるに至りては結局警察署への照會をも必要とすべき謂はれなきなり、此邊は能く斟酌しきに適ふ機取扱はれんことを望ましかれと其筋の人は謂ひ合へり

○別房留置人の増加

大勢昨年比し本年は一般に引房留置人の増加の傾向なりしが昨年は四人百人に付二人に上ばると稀なりしに本年は二人以上の上ばるの割合なりと謂ふ、斯の如く別房留置人の多きを致したる原因は何れなりや能く判知するを得ざるも當局者の注意如何に依り強之を減少することを得ざるにも非ざれば今一層之が減少の方法に注意せられんことを望まざるを得ず、過般既に主務省に於ても右の詮議ありて既に其趣旨を各府縣に通せりと謂ふ、尤も全部の監獄悉く増加せりと謂ふにはあらねど増加したる監獄は勿論減少したる監獄も尙一層減少の方法を講ぜられんことを望む

○在監人用食器に就て

各監獄用の在監人食器を一定せむとは豫て主務省に於て調査中の趣聞及びしが、略今日に於ては其の制も定まりたることなれば不日之を各地方に回

報し廣く實務者の意見を問ふたる後制定せらるべき都合なりと謂ふ
 四めに記す、東京集治監に於ては過般來此の食器に就て苦辛の末終に普通の茶碗箸及杓子等を入れたる行厨を製し之を用ゆることと爲し各自の専用を定め各々工場に於て洗浄せしむることとし先づ二百人分に就て之を試用せしめたるに一個月の間僅かに誤て二個を破砕せしめたるに過ぎざりしと謂ふ、囚人は何れも普通人の如く茶碗を用ゆると

を得たるを痛く打喜び從て丁寧之を取扱ひ感に上極めて有効手段なりとは同典獄の說明なり、尙また其の他經濟上にも利益あり殘飯は普通之を廉價に拂下けたるに斯の如き方法を探るときは之を利用して味噌醬油の原料に充つることを得べきなり、即ち飯食は他の容器に自己必用の分丈、手にて盛るが故に殘餘の分は絶へて不潔杯の懸念なく十分之を利用し得るの見込なりと謂ふ、今之が計算書を得たれば左に掲ぐ

年 度	標 數	單 價	金 額	米 麥 石 數	單 價	金 額
三十二年度	四一九	〇二五〇	一〇四七五〇	四八、〇一三	一八	八六八
三十三年度	五九九	〇二五〇	一四九八七五	六八、〇一三	一八	一、二二四
三十四年度	一、〇一六	〇二五〇	二五四〇七五	一〇、〇一三	一八	一、八〇二
計	二、〇三四	〇二五〇	五〇八七〇〇	一、七四六	一八	三、一三四
平均一ヶ年度	六七八	〇二五〇	一六九五六六	一、七四六	一八	三、一三四

備考

一 殘飯に對する原料米麥の石數は左の方法に依り算定す

原料米四合麥六合を以て炊上げたる一升の量數は八百五拾匁とす

殘飯一樽の量目は正味二十四貫三百五十匁にして即ち原料米麥二斗八升六合四勺七才に當る此内米及麥に區分すれば左の如し
 米 一斗一升四合九勺九才
 麥 一斗七升一合八勺八才

一 米麥一石の單價は毎年度の平均額に據る
 一 殘飯一樽の原料は半麥合せて二斗八升六合余に當ると第一項記載の如し故に殘飯一樽を乾し上るときは少くも原料米麥の十分の五即ち一斗四升三合を得へしと考ふ此一ヶ年の石數九十六石九斗九升六合九勺にして此石數を味噌用の竹林麥に代用するときは其利益計算左の如し
 一金七百三十六圓二十錢六厘
 竹林麥九十六石九斗九升六合九勺
 一石 七圓五十九錢

一小皿 二錢四厘
 一辨當箱 十錢六厘九七五
 一箸 凡 四厘〇八
 一杓子 凡 五厘九八九
 計金凡二十一錢二厘〇四圓
 外に 拾五錢三厘四〇五

○廳用備品の件

監獄廳用備品例へば卓椅子窓簾等の如き備品は用度經理上之を略定するの必要あり旁以て主務省に於ては昨今論議中の由に聞きつれば、新設の向は暫時見合はせらるべき様然るべきやに思はる

○茶話例會

客月十九日例の如く茶話例會を催ふしぬ、講演は久米參事官の感化院談にて保護院談に引續き詳細に述べられ最も面白く聞取りぬ（其速記は次第に掲載すべし）終つて階級制施行の可否の討論題に移るべかりしに五時に近きたるを以て其儘散會となりたるこそ殘り惜しけれ、即ち來會者左の如し

差引 殘金五百六十六圓六十四錢
 一茶盛器 八厘一六
 一汁杓器 二錢八厘四四
 一湯杓器 一錢八毛一二五
 一箸 二厘一九九
 計金四錢九厘六一五五
 一茶碗 二合入 四錢二厘
 一同 一合入 二錢九厘

杉原 磯楠 時山 直次郎 小堀 正治
 伊藤 忠次郎 福地 安徳 永梅太郎
 圓佛 棧造 内田 爲元 餘江 實治郎

○九十月中特赦人名

上申官廳	特赦院	特赦理由	罪名	刑名	刑期	氏名
松本喜十郎	武田 慧安	柳井 善行	山上 義雄	君塚 庄次郎		
橫溝 五郎	古川 竹一	柳野 熊次郎	真木 喬	宮原 定吉		
柏木 幸平	丸山 信之	研野 順次郎	薄澤 正廣	塚 鴻		
中村 信	北村 源治郎	波邊 順次郎	豐野 胤形	余爾 勝忠		
伊勢谷常三郎	小井田 善教	山崎 政義	千頭 正澄	添田 宗兵衛		
木下 細龍	加藤 時次郎	岸川 萬太郎	有馬 四郎助	鈴木 伊藏		
伊藤 豐吉	河采 大秀	小向 伊太郎	早崎 泰香	小林 鑑三郎		
內田 敬次	坂本 存	中島 新吉	小松 真三郎	永野 省三		
黑木 親太郎	宮崎 德安	布村 義隆	外に監獄局員	大渡 市太郎		
三輪 榮太郎	小宅 啓三郎	早川 直亨	原 胤紹	大久保 忠禮		
養田 長平	齊藤 得兵衛	降旗 峰太郎	留岡 幸助			
大分縣典獄 七ノ二〇	七ノ一六	放 火 輕懲役六年	北 山 長吉			
香川縣典獄 七ノ一九	全	放 火 輕懲役六年	香川 長吉			
三池集治監典獄 七ノ二五	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
廣島縣典獄 七ノ二〇	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
長野縣典獄 七ノ一九	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
高知縣典獄 七ノ二二	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
北海道廳典獄 八ノ二一	八ノ一四	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山形縣典獄 九ノ一	八ノ二九	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
茨城縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
長野縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
栃木縣典獄 八ノ二一	八ノ一四	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
神奈川縣典獄 九ノ一九	九ノ一八	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
青森縣典獄 九ノ二六	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
秋田縣典獄 九ノ二五	九ノ一八	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
靜岡縣典獄 九ノ二三	九ノ二〇	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
靜岡縣典獄 九ノ二九	九ノ二七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
盛岡地檢事 九ノ二七	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
滋賀縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
滋賀縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
栃木縣典獄 九ノ二九	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
秋田縣典獄 九ノ三〇	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山梨縣典獄 一〇ノ一	九ノ二七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
新潟縣典獄 九ノ二七	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山口縣典獄 五ノ三〇	五ノ二七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
群島縣典獄 一〇ノ九	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
北海道集治監典獄 一〇ノ七	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
靜岡縣典獄 一〇ノ八	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山梨縣典獄 一〇ノ九	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
宮崎地檢事 二〇ノ二	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
鹿玉縣典獄 二〇ノ二四	二〇ノ二二	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			

上申官廳	特赦院	特赦理由	罪名	刑名	刑期	氏名
松本喜十郎	武田 慧安	柳井 善行	山上 義雄	君塚 庄次郎		
橫溝 五郎	古川 竹一	柳野 熊次郎	真木 喬	宮原 定吉		
柏木 幸平	丸山 信之	研野 順次郎	薄澤 正廣	塚 鴻		
中村 信	北村 源治郎	波邊 順次郎	豐野 胤形	余爾 勝忠		
伊勢谷常三郎	小井田 善教	山崎 政義	千頭 正澄	添田 宗兵衛		
木下 細龍	加藤 時次郎	岸川 萬太郎	有馬 四郎助	鈴木 伊藏		
伊藤 豐吉	河采 大秀	小向 伊太郎	早崎 泰香	小林 鑑三郎		
內田 敬次	坂本 存	中島 新吉	小松 真三郎	永野 省三		
黑木 親太郎	宮崎 德安	布村 義隆	外に監獄局員	大渡 市太郎		
三輪 榮太郎	小宅 啓三郎	早川 直亨	原 胤紹	大久保 忠禮		
養田 長平	齊藤 得兵衛	降旗 峰太郎	留岡 幸助			
大分縣典獄 七ノ二〇	七ノ一六	放 火 輕懲役六年	北 山 長吉			
香川縣典獄 七ノ一九	全	放 火 輕懲役六年	香川 長吉			
三池集治監典獄 七ノ二五	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
廣島縣典獄 七ノ二〇	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
長野縣典獄 七ノ一九	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
高知縣典獄 七ノ二二	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
北海道廳典獄 八ノ二一	八ノ一四	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山形縣典獄 九ノ一	八ノ二九	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
茨城縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
長野縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
栃木縣典獄 八ノ二一	八ノ一四	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
神奈川縣典獄 九ノ一九	九ノ一八	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
青森縣典獄 九ノ二六	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
秋田縣典獄 九ノ二五	九ノ一八	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
靜岡縣典獄 九ノ二三	九ノ二〇	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
靜岡縣典獄 九ノ二九	九ノ二七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
盛岡地檢事 九ノ二七	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
滋賀縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
滋賀縣典獄 全	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
栃木縣典獄 九ノ二九	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
秋田縣典獄 九ノ三〇	全	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山梨縣典獄 一〇ノ一	九ノ二七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
新潟縣典獄 九ノ二七	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山口縣典獄 五ノ三〇	五ノ二七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
群島縣典獄 一〇ノ九	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
北海道集治監典獄 一〇ノ七	九ノ二五	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
靜岡縣典獄 一〇ノ八	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
山梨縣典獄 一〇ノ九	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
宮崎地檢事 二〇ノ二	一〇ノ七	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			
鹿玉縣典獄 二〇ノ二四	二〇ノ二二	放 火 輕懲役六年	山崎 伊勢平			

七月十九日	青森縣	七月十七日	三十年十一月一日	放	火	未	全	六	年	蓮	通	八	家	市	藏
八月十九日	山梨縣	八月十六日	廿一年十一月十五日	謀	印	盜	用	全	有	期	徒	刑	十五年	竹	下
二十日	福岡縣	十五日	三十三年六月六日	毆	打	創	傷	重	禁	錮	二年	九月	久	田	幾
二十三日	大分縣	二十日	三十二年六月廿六日	毆	打	致	死	重	禁	錮	三年	六月	首	藤	德
全	北海通集治監	十五日	廿三年十一月十九日	強	盜	傷	人	有	期	徒	刑	十五年	村	田	三
八月十二日	全	七日	二十四年四月廿三日	謀	殺	全	全	全	大	內	田	恩	太	耶	
八月三十日	全	三十日	二十二年三月廿六日	全	火	全	全	全	王	子	儀	之	助		
全	全	二十六日	二十二年十二月廿六日	放	火	全	全	全	井	上	仙	松			
全	全	廿一年十一月五日	廿一年十二月廿五日	放	火	全	全	全	森	上	多	十	耶		
全	和歌山縣	全	三十四年七月四日	放	殺	重	禁	錮	一	年	六	月	武	井	德
七月廿六日	神奈川縣	七ノ二四	二十九年八月十一日	放	火	輕	懲	役	七	年	中	井	德	次	耶
八月一日	愛媛縣	七ノ二九	三十一年二月四日	強	殺	人	有	期	徒	刑	十五年	中	井	友	一
九月十四日	北海通集治監	九月十日	二十二年十月廿九日	強	盜	傷	人	有	期	徒	刑	十五年	中	井	友
全	全	全	二十一年六月九日	強	盜	傷	人	有	期	徒	刑	十五年	中	井	友
九月十六日	全	九月十二日	廿一年十一月十五日	放	火	全	全	全	倉	澤	平	松			
九月二十日	全	九月十六日	二十三年十月八日	全	火	全	全	全	稻	吉	淺	次	耶		
九月十一日	東京集治監	九月十日	二十八年十月十一日	謀	殺	重	禁	錮	九	年	証	井	德	有	市
九月二十七日	宮城集治監	九月二十五日	二十八年四月十一日	謀	殺	重	禁	錮	九	年	証	井	德	有	市
八月三十日	三越集治監	八月二十六日	二十年十二月六日	紙幣偽造	行	使	有	期	徒	刑	十五年	陳	井	興	市
九月二十五日	全	九月二十二日	二十七年五月廿二日	貨幣偽造	行	使	重	禁	錮	九	年	島	田	音	吉
一月二日	全	九月二十九日	二十七年五月三十日	強	盜	傷	人	全	戒	能	丑	太	耶		

十月十二日	全	十月八日	二十七年三月十七日	持	兇	器	強	盜	全	八	家	市	藏
十月十八日	全	十月十四日	二十一年九月七日	謀	殺	有	期	徒	刑	十五年	川	崎	留
十月二十四日	全	十月二十日	二十一年十月三十日	放	火	全	全	全	橋	本	辻	吉	
十月二十七日	全	十月二十三日	二十一年十一月六日	貨幣偽造	行	使	人	全	藤	原	兵	右	衛
九月十六日	北海道	八月二十六日	二十九年十一月四日	官ノ記號偽造	輕	懲	役	七	年	山	田	藏	之
全	全	全	二十九年十二月四日	放	火	輕	懲	役	六	年	道	下	シ
十月十五日	警視廳	十月十四日	三十三年九月十八日	私	書	偽	造	重	禁	錮	四	年	橋
九月十二日	京都府	九月十日	三十四年五月十四日	放	火	未	造	重	禁	錮	三	年	橋
九月十六日	神奈川縣	九月十五日	三十四年四月一日	窺	盜	重	禁	錮	一	年	八	月	佐
十月四日	全	十月二日	三十一年一月十九日	強	盜	重	禁	錮	四	年	川	村	澤
七月六日	新潟縣	七月四日	三十二年三月十日	歐	打	致	死	重	禁	錮	四	年	川
九月十日	全	八月三十日	二十九年六月廿四日	官文書偽造	行	使	重	禁	錮	十	一	年	小
九月二十六日	全	九月三十日	三十一年二月廿八日	公	印	盜	用	輕	懲	役	六	年	藤
十月二十四日	全	十月二十二日	三十三年二月九日	放	火	重	禁	錮	三	年	六	月	藤
十月二十八日	全	十月二十五日	三十三年三月二日	監	殺	未	盜	全	竹	田	安	太	耶
九月十二日	群馬縣	九月十日	三十一年二月廿八日	謀	殺	未	盜	全	重	禁	役	九	年
九月二十七日	茨城縣	九月二十五日	二十八年九月十九日	全	文	書	毀	重	禁	役	六	年	小
十月四日	全	十月二日	三十二年四月六日	公文書毀	重	禁	役	六	年	上	村	貞	治
九月十二日	栃木縣	九月十日	三十二年十二月九日	約束手形偽造	行	使	重	禁	役	六	年	山	武
一月十六日	三重縣	十月十四日	三十一年三月廿三日	強	盜	重	禁	役	六	年	二	村	武
九月十二日	愛知縣	九月十日	三十年十二月廿七日	官	印	盜	用	全	二	村	武	太	耶

十月十日	山梨縣	十月八日	三十年五月二十四日	放	火	未	送	輕懲役七年	淺沼
九月二十二日	滋賀縣	九月二十二日	三十年十二月十七日	歐	打	死	輕懲役六年	清水	岩次郎
九月十三日	長野縣	九月十一日	三十年七月十八日	手形	偽造行使等	重懲役四年	本	山	忠治
十月十四日	全	九月三十日	三十年十二月廿八日	紙幣	偽造	輕懲役六年	西	澤	忠作
十月一日	全	全	全	全	全	輕懲役六年	柄澤	松	太郎
十月十九日	全	九月二十九日	二十九年十月二十日	歐	打	死	輕懲役六年九月	野口	章雄
九月十四日	岩手縣	九月十六日	三十一年十一月廿日	歐	打	創傷	重懲役五年	相原	藤四郎
十月十二日	全	九月十一日	三十年五月十三日	官印	偽造	輕懲役七年	內村	已代治	郎
十月二十五日	秋田縣	十月八日	三十年一月二十九日	官文書	偽造行使	輕懲役六年	阿部	新吉	郎
十月五日	全	十月二日	三十年二月十九日	官印	偽造行使等	輕懲役七年	武藤	松之助	郎
十月二十三	全	十月二十日	三十四年二月廿六日	官文書	偽造行使等	重懲役二年	永井	井	遠
十月十八日	島根縣	十月十六日	三十年十二月廿三日	監	守	輕懲役六年	北岡	喜太次郎	郎
十月二十三	廣島縣	十月二十一日	二十五年七月九日	謀	殺	未	重懲役十一年	後藤	卜日
九月二十七日	愛媛縣	九月二十三日	三十年一月十六日	放	放	火	輕懲役七年六月	秋	月智玉
九月二十三日	高知縣	九月十九日	三十一年二月廿八日	監	守	輕懲役六年	猪石	榮太郎	郎
九月十五日	福岡縣	九月十一日	三十一年一月十八日	官印	偽造行使	輕懲役六年	神崎	百藏	郎
九月十八日	全	九月十四日	三十三年七月廿九日	約束手形	偽造行使	全	重懲役一年六月	成清	龜太郎
九月十五日	大分縣	九月十一日	三十二年七月廿一日	紙幣	偽造	輕懲役六年	登岡	宅次郎	郎
十月二日	全	九月二十日	三十年十二月十六日	全	放	火	輕懲役六年九月	中山	綱五郎
十月十三日	熊本縣	十月十日	三十年一月二十五日	放	放	火	輕懲役六年九月	西浦	次郎
十月六日	神龜縣	九月二十三日	三十三年六月十一日	強	姦	未	送	重懲役三年	川

○諸星來往

○山上事務官は屬進藤正直氏を隨へ本月一日京都府外三縣へ監獄巡閱として出發

○眞木事務官は屬富永實文氏を隨へ本月一日大阪府外三縣へ監獄巡閱として出發

○永田茨城縣典獄は客月三十日上京本月一日歸任

○三井沖繩縣典獄は客月三十一日上京本月十一日歸任の途に就く

○山本十勝分監は本月初旬上京病癒の爲め郷里へ三週間歸省治療

○神尾山形縣典獄は本月十三日上京

○堀内北海道廳典獄は本月十一日上京

○事故錄

自十月十日 至十一月十日

十月十二日 本月初旬山梨監獄に赤痢後八患者七名にて曉止り終へて全治

叙任辭令

○十月二十九日

京都府並滋賀縣奈良縣和歌山へ出張テ命ス 監獄事務官 山上 義雄

大阪府並兵庫縣廣島縣高知縣へ出張テ命ス 監獄事務官 眞木 喬

○増玉錫

依願免本官並兼官 任監獄書記兼看守長 給六級俸

熊谷監獄支署テ命ス (以上十月一日)

任看守長 給五級俸

第二課長テ命ス (以上十月二日)

○福島縣

依願教師テ免ス

教師テ命ス月俸拾五圓給與

白河監獄支署勤務テ命ス

○三池集治監

教師テ命ス月俸拾四圓給與

○宮城縣

依願教師テ免ス

教師テ命ス月俸拾五圓給與 (以上十月一日)

月俸貳拾圓給與

月俸拾八圓給與 (以上十月七日)

依願書記兼看守長 手塚 萬

第二課長看守長 福田 勝次

休職暫編屬警部 伊東 豊吉

教師 野々村 若雲

村上 純諦

江藤 昇道

川原 教道

尾原 靜榮

教師 藤田 健雲

教師 赤井 照善

第三課長兼第一課長 鈴木 一郎

監獄書記兼看守長 大木 一郎

給入級停

(以上十月三十一日)

○島根縣

依願解職

(以上九月十一日)

依願解職

(以上九月二十五日)

教諭師ヲ命ス月俸拾圓

(以上十月七日)

教諭師ヲ命ス月俸拾圓

(以上十月九日)

○鹿兒島縣

給入級停

(以上六月三十日)

月手當拾五圓給與

(以上七月十日)

第三課長ヲ命ス

第二課長ヲ命ス七級停

(以上十月十三日)

○大阪府

依願教諭師ヲ解ク

(以上十月七日)

古川監獄支署長

署守長兼監獄書記

荒 精一

依願免本職
(以上十月九日)

教諭師ヲ命ス月俸拾七圓支給

(以上十月十日)

○兵庫縣

第一課長兼務ヲ命ス

(以上十月二十日)

○岩手縣

第三課長看守教習所長看守長兼監獄書記

武田 和忠太

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

第三課長心得ヲ命ス八級停

看守長兼監獄書記 岩 裕五郎

看守教習所長ヲ命ス七級停

看守長兼監獄書記 神 貞唐

(以上十月二十三日)

○栃木縣

依願栃木縣監獄書記免ス

(以上九月十日)

任栃木縣監獄書記月俸拾圓給與

(以上十月十五日)

九級停

月俸拾四圓九拾錢

免本官專任看守長

任監獄書記兼看守長

給十級停

給九級停

看守長 大曾根吉太郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

看守長 蘆田金一郎

(以上十一月七日)

○長崎縣

大村監獄支署教諭師兼務ヲ命ス

(以上十一月五日)

○香川縣

給六級停

(以上十一月七日)

第一課長監獄書記兼看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

看守長 野木 武一

地方通信

○神奈川縣地方部長の報告

本年八月十日日本縣鐵道監獄支署在監獄盜三犯重禁錮三年六月囚小泉萬太郎なる者破監逃走の顛末左の如し

當時同支署看守十數名の中病氣欠勤者多數ありたるが爲め配置上困難を感じし由て還房點檢後九時押丁をして同分房監に立衛せしめ其後は雜居監に配置せし二名の看守をして交代の都度一時間一回巡警せしめ置けり而るに同夜九時三十分頃巡回看守が羽目板の取外しありしに不審を抱き初めて右囚人け逃走せしを發見せり之に於て支署長は此報に接するや直に署員の非常召集を行ひ一面附近

警察署及憲兵屯所へ急報し追跡の手配を爲したるも何分同地方は間道多く殊に同夜は強雨の爲め遂に捕獲するを得ざり然るに其後十日間を経て遂に彼は富市伊勢佐木警察署に自首せり而して其自白する所によれば逃走の夜獄衣の儘にて横須賀十三峠に至り峠の麗某安泊屋に入り懇意のものに乞ふて衣類を貰ひ受け其夜右の峠を越へて橘樹郡程ヶ谷に出て水元村に土木工事あるを知りて同村に至り土方となり茲に數日働けるも何分逃走したる身の心苦しく遂に堪へやらず意を隠して自首するの止むを得ざるに至れりと今其何故に破獄を企てしかを聞くに曾て服役中他囚と爭論せしより分房拘禁となり屢々難居拘禁を願出してしも許されざりしに不平を抱き寧ろ逃走せんとの念慮を起し而して私かに其機を窺ひ空氣抜き窓蓋板に打付ありし五寸釘を抜き之れを以て往を挟み羽目板を外し監房を脱し同支署裏手非常口脇の塀を攀ぎ往來人なきを見ずさし帶を解て塀に吊し之に便りて欄外に出て逃走せしと同人は本月二十二日横濱地方裁判所に於て囚徒逃走罪により重禁錮六月の言渡を受け目下監獄本署に於て刑の執行中なり

○北海道廳地方部長の報告

豫防液注射済後下痢症ヲ發シ一時注意隔離セシ者人員調

初	日	二	日	三	日	四	日
二	一	一	一	一	一	一	二

○秋田縣地方部長の報告

秋田監獄暴風被害の状況

客月廿八日は日曜日を以て正午より一般の囚徒を休役せしめ喫飯を終ると全時に各工場囚徒を假教誨場なる第一工場なる樓上に漸次集容し午後一時に至り式場全く整備したるを以て教誨は一段高く安置せる佛像に向ひ讀經を了へ演壇に上り將に發言せんとするや早曉より暖風を送る險惡なる天候は俄然暴風強雨と變じ教誨場は處々鳴響轉働せんばかりに搖動せり總囚一全恐栗の念を懷き場内頗る騒然たり爰に於て列席せる看守長は教誨を中止し其難を避けせしめんが爲めに總囚をして堅牢なる監房に收めんとし漸次檢身場に送り出たす監房に近かんとしたるに一陣の颶風猛暴を極め構内に狂ひ來るや轟然たる響と共に社會と區別せる一丈二尺の板塀四十間餘全く潰倒するや其餘波棟木片を奪ひ去り小羽木飛散して天空に舞ひ戸

北海道監獄署函館支署ニ於クル 虎列拉豫防液注射成績表

種別	類別	署員	男	女	計
熱寒及發熱セシ者	強者	二	一	一	二
熱寒及發熱セシ者	弱者	一	一	一	三
發熱及發汗セシ者	強者	一	一	一	三
發熱及發汗セシ者	弱者	一	一	一	三
頭痛セシ者	強者	一	一	一	三
頭痛セシ者	弱者	一	一	一	三
肩膊痛(他關節痛セシ者ヲ含ム)セシ者	強者	一	一	一	三
肩膊痛(他關節痛セシ者ヲ含ム)セシ者	弱者	一	一	一	三
著變ナキ者	強者	一	一	一	三
著變ナキ者	弱者	一	一	一	三
著シク倦怠ヲ感セシ者	強者	一	一	一	三
著シク倦怠ヲ感セシ者	弱者	一	一	一	三
計		七	一	一	九

備考 一本注射ハ明治三十五年九月十九日ヨリ全月廿一日ニ渉ル
二一日間ニ施行スル者心臓ニ機質的變化アル者署員
一入室患者及諸病ノ疑アル者心臓ニ機質的變化アル者署員
一十五人報告人男二人女一人囚人男廿七人ニハ注射セズ
一嚔脈捺ヲ局處ニ發セシ者ハ一人モナシ

○富山縣地方部長の報告

去月十六日富山縣監獄署内教誨堂に於て北陸三縣(石川、福井、富山)聯合茶話會を開催せり來會

障子の破壊する物音凄く天候益々險惡風神益々暴威を逞うし暗濤咫尺を辨せず往來する能はざるに至れり看守長は狂者の如くに部長以下看守を指揮して總囚を一時檢身場停滯せしめ倒れたる板塀の箇所には強壯且つ老練なる看守を配置して嚴重に警戒を加はへ非番看守に急報の手續をなし潰倒せたる板塀に防止の措置を施し頗る困難を極めたり夫れより順次に風雨を切り囚徒を無蓋監房に收め午後二時廿分頃に至り非番看守及び署員漸次來署警備に従事せり午後四時に至り風威の稍々衰へ風位の方角も東より西に轉じ午後六時に至り全く微風となり夜間特に警戒の安全を計らんが爲めに署の看守を増員して構内を巡視せしめたり翌二十九日潰倒したる板塀修繕の爲め幼年囚工場及寄縫工場を除く外一般に休役せしむるの止むを得ざるに至れり人畜死傷なきも二五の兩交番所は吹飛され其形跡なし其他構内の仕切塀は全部潰倒此日寒暖計八十一度にして秋田監獄設立以來未だ嘗てなかりし暴風なりしと云ふ此被害損害高は詳細の調は不明なるも大略四百間餘に昇るべしと思ふ

者の重なるは臼井石川縣典獄吉野福井縣典獄にし
て總員無虞百貳拾名午後六時開會同王天典獄先づ
發起人物代として開會の趣旨を併せ將來の希望を
述へ古野典獄は茶話會の必要なること及司獄官婦
人會を組織すへき意見を述べ臼井典獄の獄事に關
する演説あり次に石川縣教誨師(本田恒憲)の監獄
教誨に就て石川縣監獄(石崎其吉)の虎列刺豫防
液に就て福井縣監獄(河合久)の犯罪と病者の關係に
就て福井縣監獄(河合久)の犯罪と病者の關係に
就て各所見を述べ終て討論問題に移りぬ則ち第一
別房留置人の處遇は囚人と刑事上告人と孰れに準
據するを適當とするや第二宗教上接見の爲め而會
に來りたるものに付ては接見として取扱ふや將個
人教誨として取扱ふへきものなるやに就て各所信
を述べ午後十時三十分散會翌十七日午後壹時より
更に協議會を開き午后六時閉會頗る盛況なりき



◎新著廣告

監獄事務官 小河滋二郎君著

刑罰改正案之二眼目

◎死刑・刑及刑ノ執行猶豫

正價金五十錢 郵税金六錢

本書ハ著者專攻ノ行刑學ノ立脚點ヨリ其多年ノ研究ニ成ル學理ト實驗トニ基
キ刑法改正案ノ二大眼目タル死刑及刑ノ執行猶豫ノ問題ニ對シ其利害得失ノ
アル所ヲ詳論シタルモノニシテ文理直截、材料亦頗ル豊富ナリ、其行刑猶豫
制度ノ如キハ著者ガ親シク之ヲ歐米各國ニ於ケル最近實施ノ事績及立法ノ傾
向ニ就テ研究調査シタルノ結果ナルカ故ニ論據ノ正確ナル唯世上一般ノ學者
論ト同一視スヘカラサルモノアルハ勿論ナリ、若シ夫レ死刑問題ニ至テハ行
文平易、議論活躍古今幾多ノ實例ヲ掲ケテ以テ其論據ヲ證明スルノ所、讀者
ナシテ恰モ死刑執行ノ活歴史ヲ讀ムノ想ヒアラシムヘシ、一ハ新思想ヲ以テ
之ヲ歡迎セント欲スルモノナルニ反シ他ハ舊思想ヲ以テ之ヲ維持セント欲ス
ルモノニ屬ス我刑立法案者ノ腦中ニハ正シク新舊思想ノ混亂セルモノアルナ

證スヘシ、學理ニ泥マス實驗ニ偏セス新舊思想ノ外ニ超脱シテ公平著實ノ見地ヲ有スルモノ實ニ本著ノ特色トスル所ナリ、今ヤ刑法改正ノ時機ニ遭遇ス法曹、政治家、宗教家、教育家、法醫學者司獄官吏及一般社會問題ニ注目スル有志家ノ研究資料タラシメンコトヲ望ム

發兌書肆

東京市神田區
東京市麹町區永樂町
一丁目三番地監獄協會內

明治政富

○注意 近て各地方監獄本支署に於て部數取極め監獄協會內礙村政富宛にて御申込の分に限り書肆と特約の上本書代價は三ヶ月以内の月賦にて御拂込相成候も差支無之様取計可申書籍は御申込の順序に依り御送付可申尤も代價の義は礙村政富宛にて御拂込相成度候

謹告

拜呈私事夏期休業中ハ貴署ヲ伺ヒ種々高説ヲ承リ有難存候就テハ一々謝狀出スベキノ處失禮ヲ顧ス本誌ヲ以テ御禮申上候
東京警察監獄學校ニテ

柳井善行

北海道樺戸集治監
東京東北廳各縣典獄
同支署長
同各課長
同各師
同各師

司法大臣男爵清浦奎吾君著

明治法制史

再版
●用紙菊判上等質
●製本背皮金字入美本
●郵正價金拾貳圓
●並製正價金壹圓五拾錢
●郵稅金拾六錢
●警察學會々員諸君に限
り一割引

維新以來我加法制は長足の進歩を爲したり然りと雖も一體以て今日の盛境に達したるものに非ず其進歩や固より歐米の制度に資したる所尠なきに非ずと雖も既往三十年間の沿革を顧み更らに邁りて建國以來の歴史に鑑みるときは如何に我加固有の文化が能く泰西諸國の制度を資用し消化するの力に富みたるを知るへし
本書は主として維新以來諸般の法制に就き各分類を分ち精密に其起源沿革を歴敘し緒論に建國以來の法制の梗概を舉示し脈絡貫通以て燦然たる典章の由て來る所を明にし其將來如何に我加法制の發達すへきを成立する以所を詳かにし且つ本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あるか故に立法者は勿論司法行政の局に在る士を始めも法政の學に志ある諸彦は坐右の友として益あるべく又近來法制歴史の一斑を普通教育の科目に新設すべしとの議あるに際し教育家も亦一讀の價値あるへし殊に著者は本書出版より生ずる利益を舉て慈善事業の資に投せられ、東京出獄人保護事業其他不肖少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるるものなり、弊舖幸に刊行の榮を得たれば亦勤めて發賣の途を弘充し著者の清勞に報ひ芳志を空しからしめんことを欲し弘く大方便の諸彦に謹告す、諸彦亦著者の芳志を賛成せられ諸官諸役場諸學校の圖書に備へらるるは勿論諸彦の坐右に一本を供へられんことを希ふ

發行所

東京神田區裏神保町七番地
(電話本局一四三六)

書肆明治堂

明治三十五年十一月二十日

發行人兼編輯人
發行所 東京市麹町區永樂町一丁目三番地
印刷所 東京市麹町區內幸町一丁目五番地
監獄村政協會
惠愛堂

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 11. November, 1902.

VOL. XV.

CONTENTS.

Association Topic:—

Level-rate of Prisoner's reward in the labour and its consumption.....

Leading Articles:—

The State of ex-Prisoner aid Society in Great Britain II....
..... Bungaku-shi, Kinya Kume.

Miscellaneous:—

Prophecy of prison at future III.....
Public letter
Prison tales

Statistics:—

The number-table of Prisoners at 30th day, September, 1902.
&

Current Events:

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Ichome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

(番六十百二千二局本話電)